
令和7年度 事業報告書及び財務諸表

自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日

1. 令和7年度 事業報告書
2. 令和7年度 財務諸表
＜参考＞ 令和7年度 収支計算書(正味財産増減計算ベース)
3. 監事「監査報告書」(写)
4. 会計監査人「独立監査人の監査報告書」(写)

目 次

(ページ)

1. 令和7年度事業報告書

Ⅰ	総括的概要	1
Ⅱ	事業実施状況	
	1. 容り法及びプラスチック資源循環法に基づく再商品化の着実な実施	7
	2. 持続可能な再商品化事業の実現	12
	3. 容り制度見直し及び改正資源有効利用促進法への対応に向けた検討への対応・準備	21
	4. 不正・不適正行為等の防止への取り組み	22
	5. 再商品化義務履行の促進(ただ乗り事業者対策の強化)	23
	6. LiB等危険物混入トラブル防止への取り組み	25
	7. 容器包装リサイクル等に係る啓発活動の拡充	26
	8. 関係主体間の連携の強化	31
	9. 協会におけるガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底	32
	10. 事務局における人材育成、DXの推進、生産性向上の促進	33
Ⅲ	会議開催状況	
	1. 第1回定時理事会・定時評議員会	34
	2. 第1回臨時理事会・第2回臨時理事会	37
	3. 第2回定時理事会・臨時評議員会	39
	4. 監事会	42
	5. 常設委員会	42
	6. 再商品化見通し等報告会	45
	7. その他諸会議等	45
Ⅳ	組織(令和8年3月31日現在)	
	1. 組織図	46
	2. 役員(理事・監事)・評議員及び会計監査人	47
	3. 常設委員会委員	49
Ⅴ	事業報告の附属明細書	53

2. 令和7年度財務諸表

(1)	貸借対照表	59
(2)	正味財産増減計算書	60
(3)	正味財産増減計算書内訳表	62
(4)	キャッシュ・フロー計算書	64
(5)	財務諸表に対する注記	66
(6)	附属明細書	68
(7)	財産目録	69
<参考>	令和7年度 収支計算書(正味財産増減計算ベース)	70

3. 監事「監査報告書」(写)

75

4. 会計監査人「独立監査人の監査報告書」(写)

77

別紙1	市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況	55
別紙2	令和8年度再商品化の実施に向けて行った各種業務(令和7年度)	57

令和7年度

事業報告書

I 総括的概要

令和7年度の日本経済は、米国の関税政策や円安進行といった外部環境の激変にさらされ、国内では賃上げと物価の変動、金融政策の正常化といった複雑な要因の中で経済社会が推移した。史上初の日経平均株価5万円突破や2年連続5%超の賃上げ、設備投資の拡大等、経済の好循環への動きが顕在化し、緩やかな内需主導の回復基調は概ね維持された。しかしながら、供給制約、為替変動が景気の足かせとなる場面も見られ、デフレからの完全脱却と持続的成長への道のりは様々な不確実性を伴う一年となった。

世界経済においては、ウクライナ情勢や中東情勢が長期化・複雑化し、原油価格や国際物流に断続的な影響を与えている。また、米中間の戦略的競争もグローバルサプライチェーンの再編を促す要因として存在し続けた。

米国の関税措置については、自動車産業を中心に、企業収益の悪化や米国向け輸出の減少といった影響がみられたが、令和7年7月の日米間の関税交渉の合意により、追加関税率は15%へ引き下げられ、不透明感は緩和してきている。

企業業況については、日本銀行の全国企業短期経済観測調査（短観）で大企業・製造業の業況DIはプラス圏内で推移し、非製造業ではインバウンド需要や国内消費の底堅さから、製造業を上回る改善ペースを示した。また、中小企業も賃上げの進展と内需拡大の恩恵を受け、緩やかな改善が見られた。

他方、企業活動にとってより深刻なのは、人手不足感の高まりである。製造業、非製造業にかかわらず人手不足感はバブル期並みに高まり、人手不足によって設備投資の実行が遅れたり、計画自体が見送られるといった影響が表れている。また、企業倒産（負債額1,000万円以上、民間調査）は、件数が1万505件（前年度比3.5%増）、とコロナ禍の令和3年度5,980件を底に4年連続で前年度を上回り、2年連続で1万件を超え12年ぶりの高い水準となった。

個人消費については、総じてみれば緩やかに持ち直しているものの、食料品を中心に価格上昇が続き、消費者物価（総合）は、令和4年8月以降、令和7年11月まで前年同月比3%前後の上昇率となっていた。高い賃上げ率や最低賃金の大幅な引き上げ等、所得環境が改善する中で、名目賃金の伸びを上回る物価上昇率が個人消費の回復を抑制し、緩やかな景気回復の下振れ要因にもなっている。

以上のような経済社会の動向は、当協会の事業にも影響を及ぼしたと推測される。

市町村からの分別基準適合物等の引取量は約110万トンと、令和3年度約128万トン（過去最多）をピークに、4年連続で減少した。これは、依然として所得の伸びが物価上昇を上回らないことによる消費者の買い控えや人口減少、市町村による独自処理の増加等が影響していると考えられる。

再商品化実施委託契約を締結した特定事業者は79,821社と、前年度の79,919社から僅かに減少した。令和4年度以前は8万社台で推移していたところ3年連続で8万社を下回ったが、日本全体で倒産・廃業件数が増加する中、7万9,000社台を

維持していることは、継続的な普及啓発事業とただ乗り事業者対策の一定の効果と考えられる。

再商品化製品販売量は、過去最多であった令和3年度約100万トンから、4年度約96万トン、5年度は約92万トン、6年度約88万トン、そして7年度約79万トン（前年度比▲10.4%）と前述の引取量に比例し減少傾向にある。他方、再商品化事業者へ支払う委託料総額は、約521億円*と前年度（約493億円）に比べ約5.7%増加しており、運搬費、人件費、光熱費ほか諸経費の増大が影響していると考えられる。PETボトルについては、有償分収入は約117億円と前年度（約136億円）から減少している。利用製品の内訳を見るとボトルのシェアが56.3%（前年度69.9%）と大幅に縮小しており、製品市況や飲料業界の需要動向等が大きく影響していると推察される。

（* プラスチック資源循環法第33条（認定計画に基づく再商品化）対応分約35億円を含む）

様々な社会経済の変動がある中で、令和7年度においても着実に再商品化事業を実施し資源循環にも一定の寄与ができたことは、関係各位のご理解と多大なるご協力、ご支援の賜物である。

なお、特に重点となる取り組みは以下のとおり。

【再商品化事業の持続可能性確保に向けた取り組みの推進】

ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の4素材とも、再商品化事業者の業務管理については、再商品化及び製品販売の実績に関する月次報告の精査と現地検査を主として行った。それにより再商品化実施委託契約の遵守状況を確認し、不適正行為に対しては適切かつ迅速に改善指導や措置を講じた。

また、現地検査においては再商品化の実施状況のみならず、安全・衛生管理、法令遵守についての指導・アドバイスを行ったほか、外部環境の変化に伴う事業への影響等についての情報収集等を実施した。

他方、再商品化製品の品質向上や残渣の削減等に向けては、分別基準適合物及びプラスチック分別収集物（以下、プラ分別収集物という。）の品質調査を実施するとともに、引取対象市町村への品質改善に向けた取り組みの要請、アドバイスを行った。加えて、市町村による独自処理の動きにも留意し、処理動向に関する情報収集を行った。

【プラスチック資源循環法に基づく再商品化の着実な実施と改正資源有効利用促進法への対応】

令和5年度から実施しているプラスチック資源循環法に基づく特定のプラスチック使用製品廃棄物（以下、製品プラ等という。）の再商品化については、市町村・一部事務組合からの製品プラ等の申込件数120件（前年度87件）は前年度を上回り、構成市町村も含めた全市町村数は201市町村（前年度131市町村）となった。また、分別収集物中の製品プラ等の申込み比率は13.0%（前年度13.9%）となり、前年度を

下回った。一方、中間処理場での区分け管理・運搬管理の不徹底等による引取トラブルの発生、新規再商品化事業者による再商品化製品の品質基準未達、市町村による組成調査未実施に伴う契約変更等の課題に対しては、適宜適切に対応し再商品化を遂行することができた。

また、国が認定する再商品化計画については、適正な再商品化を遂行する責任は市町村にあるが、当協会としては、プラスチック製容器包装分の再商品化実施委託料が適正に支払われるよう、市町村・再生処理事業者の報告内容の精査を行った。

なお、令和7年度より再商品化計画専用のシステムを導入し、市町村や再生処理事業者からの報告の受付と当協会の確認及び再商品化実施委託料の支払いを一元的に管理し、省力化につなげた。

資源有効利用促進法の改正法案が、令和7年5月に成立したことを受けて、環境省と経済産業省は、①収集量と処理能力の切迫への対応、②社会変化に対応した適切な再商品化費用の実現、③再商品化の量・質の拡大向上、④再生材利用の一層の促進を図るため、「プラスチック製容器包装及び分別収集物の再商品化入札制度に係る検討会」を開催した。具体的な運用制度の検討については、環境省、経済産業省、当協会の三者にて7月より延べ25回にわたり実施し、一部の内容については令和8年度の入札制度より反映させた。なお、同検討・協議は令和8年度においても継続している。

【再商品化義務履行の促進、容リ制度等に関する啓発活動の拡充】

容器包装リサイクル制度（以下、容リ制度という。）が導入され既に29年が過ぎているものの、未だ再商品化義務の不履行特定事業者が少なからず存在していると考えられる。

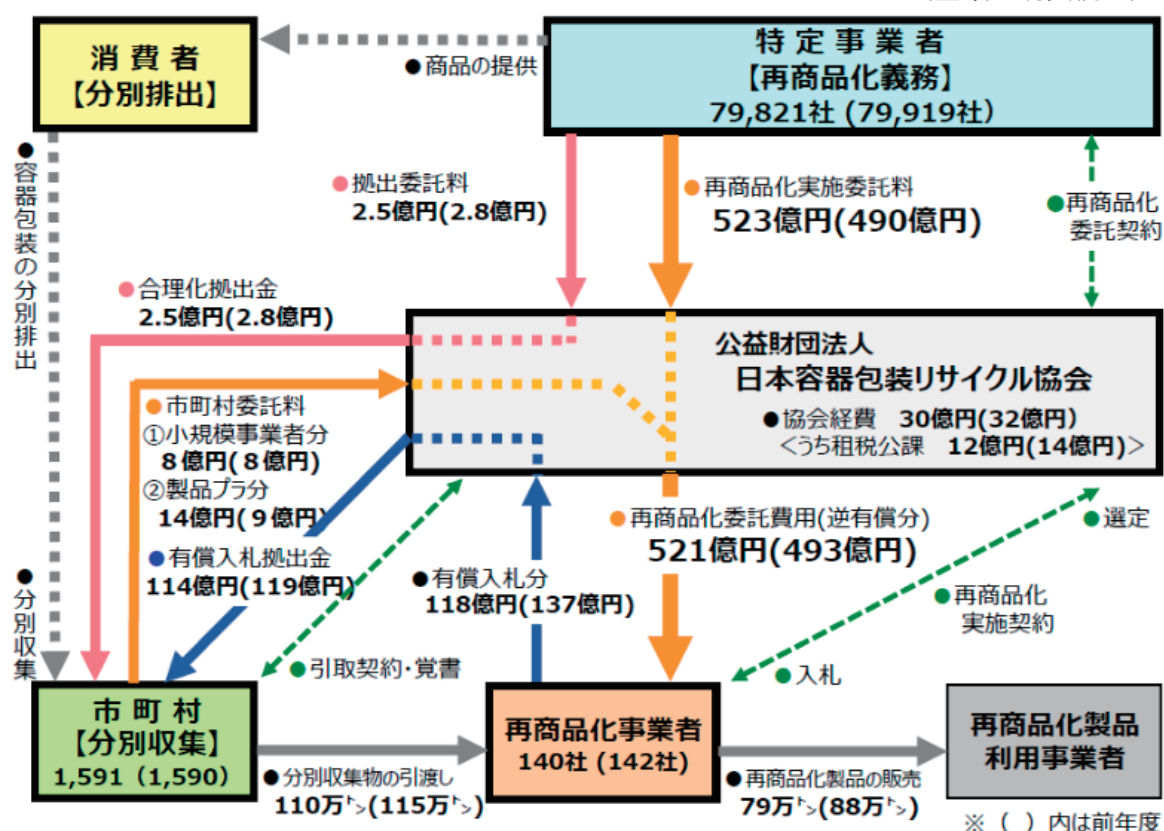
この対策として、委託申込が必要と思われる事業者リストの作成と主務省への提示及び指導強化の要請、これまでよりターゲットとなる業界団体等を拡げ傘下の企業への周知・啓発に関する協力の依頼等、義務履行に向けたアプローチの強化を継続的に行った。こうした取り組みに伴い、令和7年度においては、過年度の再商品化義務不履行の遡及分について、451社（前年度482社）から約6億8千万円（同約5億2千万円）の支払いを得た。

また、容リ制度への理解と協力を広く社会に促すため、ホームページとSNS、会報（容リ協ニュース）や年次レポートを活用したほか、各種媒体のコンテンツの拡充、環境に関する展示会「エコプロ」における展示内容・構成の大幅な見直し等、広報・啓発活動の一層の改善、強化を行った。

《再商品化実績》

令和7年度の再商品化実績

(金額は消費税込)



※上記の再商品化実施委託料(523億円)及び再商品化委託費用(521億円)には、認定計画に基づく57,360トンの容リプラの再商品化コストが含まれている。ただし、同57,360トンは、認定市町村・事業者が再商品化を実施するため、上記の市町村からの引取量には含まれていない。

令和7年度に、当協会に再商品化の実施を委託した特定事業者は、79,821社(前年度は79,919社)と前年度より98社減少した。時系列で見ると、平成27年度に初めて8万社を超え、令和元年度には81,555社に達したが、その後は減少傾向が続き、令和5年度から8万社を割り込んでおり、関係各位と協力してただ乗り事業者対策に取り組んでいる。

特定事業者が負担した再商品化実施委託料の総額は約523億円(前年度約490億円、前年度比+6.8%)となった。素材別で見ると、再商品化実施委託料の約89%をプラスチック製容器包装が占めている。

市町村からの4素材合計の容器包装廃棄物(分別基準適合物)及びプラ分別収集物の引取実績は、1,591市町村(前年度1,590)、110万1,881トン(同115万4,283トン)となり、52,402トン減少(前年度比▲4.5%)した。

引取量の推移をみると、新型コロナ禍中にあった令和3年度に過去最多(127万8,154ト)となった後、令和4年度以降、4カ年連続で減少している。この減少については、市町村によるPETボトルの独自処理の増加やプラスチックにおける認定ルートが増加の影響も一因である。

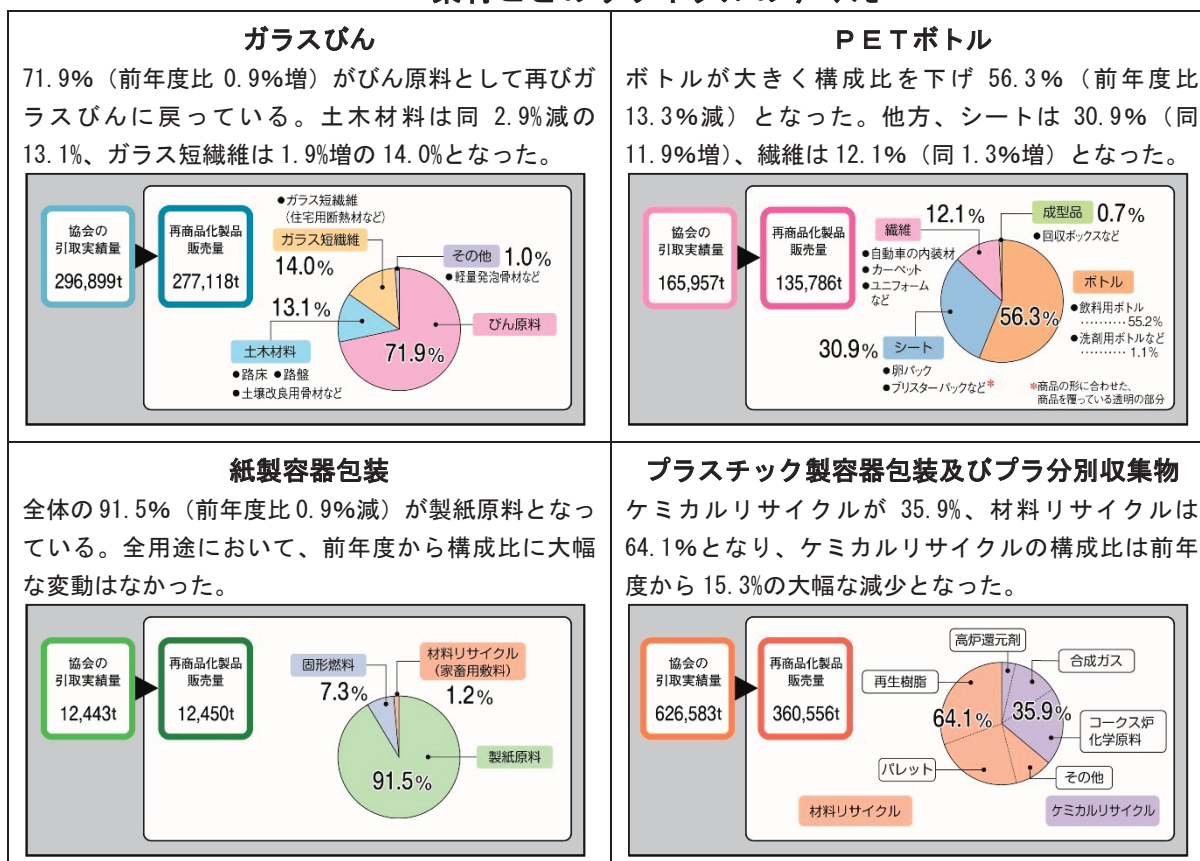
再商品化事業者に支払う再商品化委託費用については、約521億となり、前年

度より 5.7%増加している。この要因としては、運搬費、人件費、光熱費等、事業運営に要する様々な費用の高騰が推察される。また、プラスチック資源循環法第 32 条対応の製品プラ等に係る費用増（約 12 億 8,100 万円；費用負担者は市町村、前年度約 8 億 4,300 万円）とプラスチック資源循環法第 33 条対応の認定計画分の容リプラに係る費用増（約 35 億 5,000 万円；費用負担者は特定事業者、前年度約 21 億 7,500 万円）が影響している。そして、令和 7 年度の再商品化事業の落札単価は、全素材で前年度よりも上昇した。

PET ボトルに関しては、令和 7 年度の有償・逆有償を併せた通期の落札単価が▲63,776 円/トンと、前年度（▲65,208 円）よりも逆有償に振れたが、落札数量における有償分比率は 97.4%（同 96.9%）と前年度よりも僅かに増加した。一方で引取量が前年度よりも減ったことから、有償分委託料（再商品化事業者が当協会に委託料を支払い再商品化を実施、PET ボトルと紙製容器包装を合算）は約 117 億 6,900 万円（前年度約 136 億 8,300 万円）となった。

再商品化製品販売量は、4 素材（プラ分別収集物由来を含む）合計で 78 万 6,162 トン（前年度 87 万 7,900 トン、前年度比▲10.4%）となった。

素材ごとのリサイクルのゆくえ



※実績量を用いて計算しているため、再商品化製品販売量の利用用途割合の合計値は 100%にならない場合がある。

《令和 8 年度再商品化事業の入札選定結果（落札状況）及び落札単価の推移》

登録審査（令和 7 年 7 月登録申請、8～11 月登録審査）に合格した事業者を対象に、令和 7 年 12 月～令和 8 年 2 月の間に、市町村の保管施設ごとに一般競争入札を

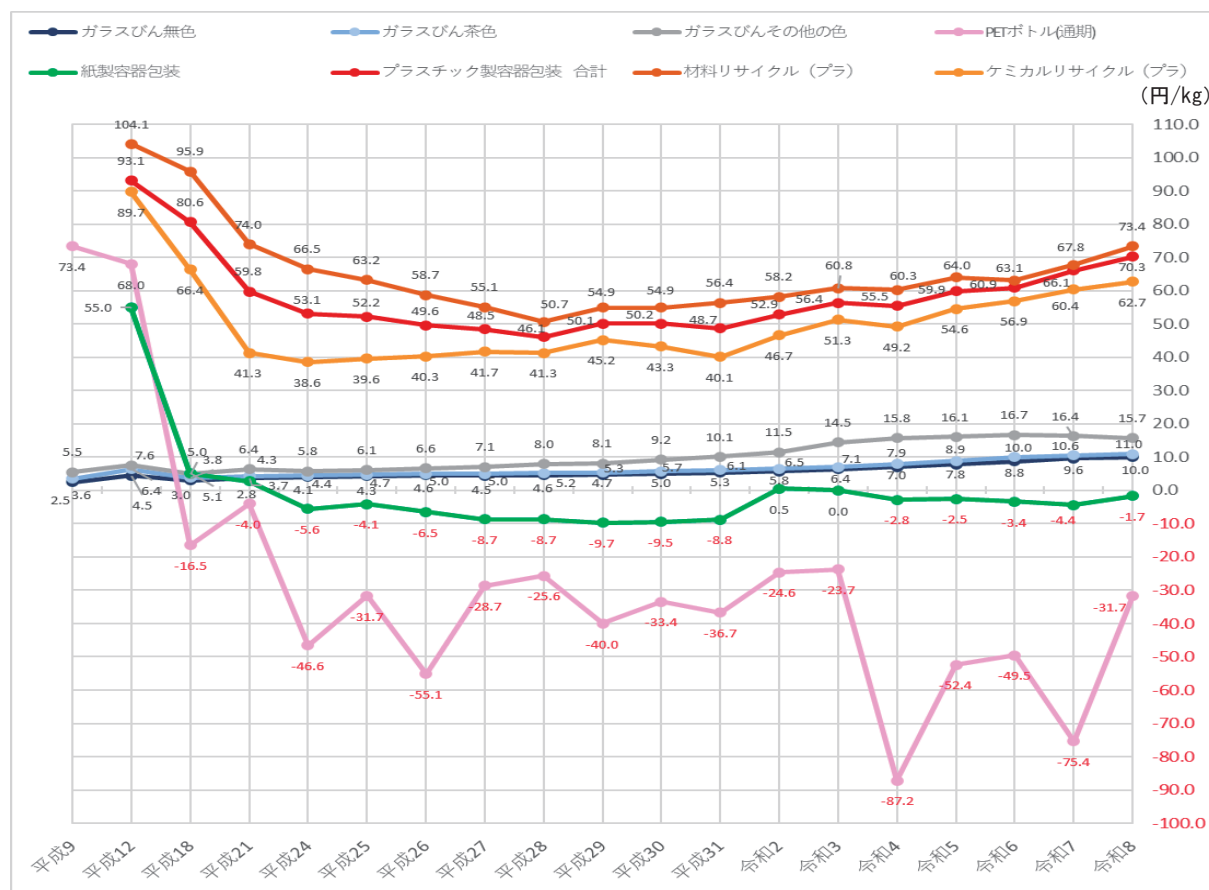
行い、4素材の分別基準適合物ごと（プラ分別収集物を含む）に令和8年度の再生処理事業者（ガラスびん46社、PETボトル<上期>32社、紙35社、プラスチック39社）を決定し、再商品化実施契約を締結した。

なお、PETボトルについては年間2回（上期・下期）の入札を行っており、下期入札は令和8年9月末までに実施契約を締結すべく、同年7月に入札選定を行う。

（以下の表に掲載の令和8年度のPETボトルの平均落札単価は上期落札分）

素材ごとの落札結果等の詳細は、P-13～15参照。

再商品化（リサイクル）事業の平均落札単価の推移



※単価は税抜、小数点第二位を切り捨てて表示、令和8年度のPETボトルの落札単価は上期分

前年度と比較した令和8年度分の落札単価（加重平均）は、ガラスびんで僅かに低下（ガラスびん合計▲53円）し、PETボトルと紙製容器包装は逆有償に振れ（PETボトル+43,712円（前年度上期比較）、紙製容器包装+2,673円）、プラスチック製容器包装は前年度よりも上昇した（+4,263円）。

逆有償の方向に振れたPETボトルの有償分比率は落札数量で93.9%（同98.8%）であり、令和7年度下期（95.7%）と比較しても逆有償に振れている。

プラスチック製容器包装（プラ分別収集物を含む）の落札単価を手法別に見ると、材料リサイクルは73,406円/トン（前年度比+5,607円、+8.3%）と上昇し、ケミカルリサイクルも62,665円/トン（前年度比+2,280円、+3.8%）と上昇している。なお、プラ分別収集物の落札単価も64,178円/トンと前年度より1,291円上昇した。

Ⅱ 事業実施状況

当協会は容り法（第 21 条）に基づく指定法人として、またプラスチック資源循環法（第 32 条）に定めるプラ分別収集物の再商品化委託先として、さらにプラスチック資源循環法（第 35 条）による容り法の特例適用（分別基準適合物のみなし規定）に基づき、令和 7 年度においても、容器包装廃棄物及び製品プラ等の適正な再商品化等を行った。このほか、再商品化事業の推進に資するため、i. 情報の収集・提供、ii. 調査研究、iii. 説明会の開催、iv. 関係機関等との連携に取り組んだ。

定款に定めるとおり、当協会の目的はこれら事業の実施によって廃棄物の適正処理及び資源の有効な利用の確保並びにプラスチックに係る資源循環の促進等を図り、もって生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与することであり、常にこの目的を意識したうえで、業務の遂行に取り組んでいる。

令和 7 年度に実施した具体的な事業活動は、以下のとおりである。

1. 容り法及びプラスチック資源循環法に基づく再商品化の着実な実施

当協会が容り法に基づき実施する再商品化業務は、商品の販売・輸入において容器や包装を用いる事業者及び容器を製造している事業者（以下、「特定事業者」という）から受託した容器包装（ガラスびん（無色・茶色・その他の色の 3 区分）、PET ボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の 4 素材）の再商品化業務、及び市町村から受託した小規模事業者分の容器包装の再商品化業務である。令和 5 年度からは、これに加え、プラスチック資源循環法に基づく事業も実施している。（その内容は、別途 P-10～11 の「（6）プラスチック資源循環法に基づく再商品化」に記載）

令和 7 年度における特定事業者の再商品化義務総量

下段（ ）内は前年度の数値、単位：千トン

特定分別基準適合物	7 年度分別収集計画量 (a)		7 年度の分別収集見込総量から 7 年度の市町村独自処理予定量を控除した量 (c)	7 年度再商品化見込量 (d)	c、d のうちいずれか少ない量を基礎として算出した量 (e)	特定事業者責任比率 (%) (f)	7 年度再商品化義務総量 (e) × (f) × 1/100
	うち 7 年度の独自処理予定量 (b)						
ガラスびん（無色）	258 (261)	160 (162)	98 (99)	155 (156)	98 (99)	94 (95)	92.12 (94.05)
ガラスびん（茶色）	206 (208)	107 (107)	99 (101)	159 (159)	99 (101)	88 (88)	87.12 (88.88)
ガラスびん（その他の色）	196 (197)	54 (54)	142 (143)	207 (205)	142 (143)	92 (92)	130.64 (131.56)
PET ボトル	341 (340)	120 (120)	221 (220)	796 (759)	221 (220)	100 (100)	221.00 (220.00)
紙製容器包装	84 (83)	65 (65)	19 (18)	290 (297)	19 (18)	99 (99)	18.81 (17.82)
プラスチック製容器包装	780 (770)	52 (52)	728 (718)	1,386 (1,337)	728 (718)	99 (99)	720.72 (710.82)

- (備考) 1. 特定事業者の多くは、本表の義務総量に基づいて計算される「再商品化義務量」に応じた再商品化義務履行の代行を当協会に委託している。
2. (e) は令和 6 年度より特定分別基準適合物によらず、分別収集見込総量より、環境省が公表した市町村独自処理予定量を差し引いた値と、再商品化見込量のいずれか少ない量を用いることに変更された。

主務大臣の認可を受けた素材ごとの令和7年度再商品化実施委託単価

素 材	再商品化実施委託単価<消費税抜き>	
ガラスびん	無色	11,000円(10,400円) / トン
	茶色	13,900円(13,500円) / トン
	その他の色	20,200円(21,400円) / トン
PETボトル	8,800円(6,500円) / トン	
紙製容器包装	22,000円(25,000円) / トン	
プラスチック製容器包装	63,000円(62,000円) / トン	

※()内は前年度委託単価

(1) 特定事業者からの再商品化の受託

当協会では、特定事業者から容器包装の使用量に応じた再商品化を受託するにあたり、オンラインまたは各地商工会議所・商工会を通じて申込みを受け付けた。令和7年度の特定事業者からの再商品化受託実績は次のとおり。

令和7年度再商品化の受託実績(特定事業者分) ()内は前年度

素 材	受託社数(注)	受託量(トン)	受託金額(千円) 消費税込
ガラスびん	2,874(2,892)	277,221(269,059)	4,772,949(4,677,769)
無色	2,438(2,450)	85,358(85,666)	1,032,832(980,014)
茶色	1,216(1,233)	75,479(71,267)	1,154,070(1,058,318)
その他の色	996(1,025)	116,384(112,126)	2,586,047(2,639,437)
PETボトル	1,160(1,151)	163,808(155,474)	1,585,664(1,111,639)
紙製容器包装	66,610(66,842)	21,405(20,330)	517,580(558,729)
プラスチック製容器包装	77,908(78,497)	810,114(823,229)	56,097,050(56,081,454)
合 計	79,821(79,919)	1,272,548(1,268,092)	62,973,243(62,429,591)

- (注) 1. 1社で複数の素材を扱っている場合もあるため、素材ごとの受託社数の合計と合計欄の受託社数は一致しない。また、受託社数は、一括代理人契約により本部等で一括申込みを行っているコンビニエンスストア(フランチャイズの直営店は除く)や新聞販売所等は個店を1社としてカウントしている。
2. 本表の実績は、令和8年3月末日現在、確定精算前の数値。

(2) 市町村からの再商品化の受託

①市町村負担分(小規模事業者分)

容器包装の再商品化義務の対象外となっている小規模事業者(容り法第2条第11項の四)に係る再商品化費用は市町村負担とされており、当協会では市町村と小規模事業者に係る再商品化の実施契約を締結し、令和7年度再商品化委託単価に基づき再商品化を受託・実施した。なお、PETボトルの利用・製造等事業者には小規模事業者が存在しないことから受託量0トンで再商品化費用は発生しなかった。

令和7年度再商品化の受託実績(市町村負担分) ()内は前年度

素 材	受託量(トン)	受託金額(千円) 消費税込
ガラスびん	23,147(23,121)	394,548(401,813)
無色	5,035(4,365)	60,921(49,938)
茶色	9,932(10,316)	151,861(153,193)
その他の色	8,180(8,440)	181,766(198,682)
PETボトル	0(0)	※1,660(※153)
紙製容器包装	120(127)	2,894(3,483)
プラスチック製容器包装	4,040(5,354)	388,002(365,132)
合 計	27,307(28,602)	787,104(770,583)

(備考) 本表の実績は令和8年3月末日現在の数値。 ※圧縮梱包されていない丸ボトルの運搬費

②製品プラ等分

プラスチック資源循環法のスキームに基づく再商品化事業が3年目を迎えた。このうち、第32条対応（容リ法ルートを活用した再商品化）におけるプラ分別収集物中の容リプラ以外の製品プラ等については120市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という）（126保管施設）から受託し、その量及び金額は以下のとおりであった。

令和7年度再商品化の受託実績（製品プラ等分）（ ）内は前年度

素 材	受託量 (ト)	受託金額 (千円)	消費税込
製品プラ等	19,576 (13,604)	1,427,272 (931,312)	

(備考) 本表の実績は令和8年3月末日現在の数値。

(3) 市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況

当協会では、全国1,741の市町村（令和7年4月1日現在、東京23区含む）のうち、1,591（前年度1,590）と令和7年度業務実施契約（プラスチック資源循環法の委託契約を含む）を締結し、引き取りと再商品化を実施した。当該市町村が家庭から分別収集する使用済み容器包装及びプラ分別収集物を保管する全国1,664（前年度1,674）の保管施設ごとに、入札を実施し、素材ごとに選定した再商品化事業者（2.（1）②参照）に再商品化業務を委託した。

令和7年度に市町村から引き取った使用済み容器包装の総量は、ガラスびん296,899トン（前年度比▲3.6%）、PETボトル165,957トン（同▲10.9%）、紙製容器包装12,443トン（同▲5.6%）、プラスチック製容器包装及びプラ分別収集物626,583トン（同▲3.1%）、合計1,101,881トン（▲4.5%）であった。

詳細は、別紙1「市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況」に記載の、①対象市町村数・保管施設数、②契約量・引取実績量・引取達成率、③再商品化製品利用状況のとおりである。

(4) 再商品化実施委託料金及び抛出委託料金の精算

令和8年6月には令和7年度の再商品化実施委託料金の精算に加え、令和6年度の抛出委託料金の精算も行う。個々の特定事業者の精算金額は、素材ごとに次の計算式で算出される。

(令和7年度分再商品化実施委託料金 精算金額)

$$\frac{\text{再商品化実施委託料金の精算金額 (B)} \times \text{個別特定事業者の令和7年度予定実施委託料金}}{\text{令和7年度再商品化予定実施委託料金の総額 (精算前 A)}}$$

令和7年度再商品化予定実施委託料金の総額 (精算前 A)

【注】精算率 = $B/A \times 100\%$

(令和6年度分抛出委託料金 精算金額)

$$\frac{\text{抛出委託料金の精算金額 (B)} \times \text{個別特定事業者の令和6年度予定抛出委託料金}}{\text{令和6年度再商品化予定抛出委託料金の総額 (精算前 A)}}$$

令和6年度再商品化予定抛出委託料金の総額 (精算前 A)

【注】精算率 = $B/A \times 100\%$

(5) 市町村への資金拠出

①容り法第 10 条の 2 に基づく市町村への資金の拠出

容り法第 10 条の 2 に基づく「市町村への資金拠出制度」は、市町村等が当協会に引き渡す分別基準適合物に関する、異物混入や汚れ等の防止・低減努力等による品質面及び費用面での寄与に応じて資金拠出する仕組みである。各年度分を翌年 9 月に該当する市町村等へ拠出している。

拠出額は下表のとおりであり、令和 6 年度分については P E T ボトルのみで、1,019 市町村に対して 2 億 5,444 万円を令和 7 年 9 月末に拠出した。

合理化拠出金推移 (金額単位：億円)

	29 年度分	30 年度分	元年度分	2 年度分	3 年度分	4 年度分	5 年度分	6 年度分
ガラスびん	0.22	—	—	—	—	—	—	—
P E T ボトル	0.12	—	—	—	—	0.70	2.77	2.54
紙製容器包装	0.01	0.01	0.00	—	—	—	—	—
プラスチック製容器包装	—	—	1.38	—	—	—	—	—
合計	0.35	0.01	1.39	0	0	0.70	2.77	2.54

②有償入札に伴う市町村への資金の拠出

P E T ボトル及び紙製容器包装の一部の有償入札（＝再商品化事業者が有償で再商品化を受託する入札）に伴う収入については、該当する市町村等に対して引取量及び落札単価に応じた資金拠出を実施した。令和 7 年度は、892 市町村等へ約 114 億 4,800 万円（令和 6 年度は 979 市町村等へ約 119 億 700 万円）を拠出した。

なお、市町村ごとの拠出情報については、ホームページにて公表している。

有償入札に伴う拠出金推移 (金額単位：億円)

	29 年度分	30 年度分	元年度分	2 年度分	3 年度分	4 年度分	5 年度分	6 年度分	7 年度分
ガラスびん	0.00	0.00	0.00	—	—	—	—	—	—
P E T ボトル	77.83	73.24	87.69	77.02	60.43	170.33	137.15	118.15	113.45
紙製容器包装	2.31	2.23	2.08	0.66	0.57	0.99	0.93	0.92	1.02
プラ製容器包装	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	80.14	75.47	89.77	77.68	61.01	171.32	138.09	119.07	114.48

(6) プラスチック資源循環法に基づく再商品化

令和 5 年 4 月より、プラスチック資源循環法に基づく新たなスキームによる再商品化事業を開始している。

令和 7 年度に対象となった市町村等数は、第 32 条（容リプラと製品プラ等の一括再商品化）に基づくものが 120 市町村等（前年度 87）、そして第 33 条（認定計画による再商品化）に基づくものが 25 市町村等（前年度は 13 市町村等、製品プラ等の一括再商品化のみの認定計画を含まない）であった。

これらの再商品化実績量及び再商品化委託料については次表のとおり。

税込、()内は前年度、[]内は対前年度増減

	市町村等からの引取量 (トン)	再商品化委託料 (千円)
容リ法 (従来ルート) プラ容器包装	450,602 (541,294) [▲90,692]	42,697,615 (41,599,275)
プラ法 32 条 (容リルート) プラ容器包装	156,405 (92,017) [+64,388]	[+1,098,340]
プラ法 33 条 (認定計画) プラ容器包装	※ 57,360 (35,728) [+21,632]	3,549,602 (2,174,693) [+1,374,909]
合計	664,367 (669,039) [▲4,672]	46,247,217 (43,773,968) [+2,473,249]

※認定事業者が引き取り

	市町村等からの引取量(トン)	再商品化委託料 (千円)
プラ法 32 条 (容リルート) 製品プラ等	19,576 (13,604) [+5,972]	1,281,206 (843,115) [+438,091]

また、具体的な取り組みは次のとおり。

① プラスチック資源循環法 第 32 条対応 (容リ法ルートを活用した再商品化)

令和 5 年度からプラ分別収集物の再商品化が開始されて 3 年目となり、落札した再生処理事業者数が 27 社(前年度は 22 社)と増加しており、製品プラ等を処理するための設備等の導入が進んでいる。製品プラ等を含むベールを再商品化した時に、再生処理ガイドラインで定める収率や再商品化製品の品質基準を満たしているかを確認するため、継続してプラスチック製容器包装の再商品化とプラ分別収集物の再商品化を区分けして管理・処理を行った。

令和 7 年度においては、プラ分別収集物の収率未達成事業者はおらず、再商品化製品の品質も概ね ガイドライン基準を遵守出来ていた。

令和 7 年度の製品プラ等の市町村申込量は前年より増加しており、令和 8 年度以降も同様の傾向となっているため、注視が必要である。

② プラスチック資源循環法 第 33 条対応 (認定計画に基づく再商品化)

令和 7 年度は 31 の市町村等 (製品プラ等の一括再商品化のみの認定計画数 6 を含む) で認定計画に基づく再商品化が実施された。また、令和 7 年度に新たに国から計画認定を受け令和 8 年度から再商品化を実施する市町村等は 26 (製品プラ等の一括再商品化のみの認定計画数 4 を含む) となった。

認定計画に基づく適正な再商品化を実施する責任は市町村にあるが、当協会としては、プラスチック製容器包装分の再商品化実施委託料を適正に支払うため、生産管理月報の内容等を確認している。

一部の認定計画で収率未達や未処理等、計画通り再商品化が進まない事案があり、国と相談のうえ月次の支払いを 19 件留保したが、その後、それらの問題が解決されたため留保を解除し支払いを行った。

2. 持続可能な再商品化事業の実現

当協会では、適正な再商品化の履行とコスト保持のため、登録制度を通じた再商品化事業者の選定と、入札制度を通じた競争による再商品化実施費用の決定を行っている。具体的な取り組みは次のとおり。

(1) 適正な再商品化業務の管理と運用の改善

① 令和8年度入札に向けた再商品化事業者登録

令和8年度再商品化業務への入札参加を希望する再商品化事業者の登録に関して、令和7年7月に募集、8～10月に書面審査、現地審査を行った。その後、11月には透明性と公平性を担保するため、弁護士と消費者代表からなる外部監査人の立ち会いのもとで判定会議を開催し、登録事業者を決定した。なお、令和5年度分入札からプラスチックに関しては、従来のプラスチック製容器包装廃棄物（以下、「容リプラ」という。）に加え、製品プラ等の再商品化業務の実施を希望する事業者についても登録の対象としている。令和7年度分登録からプラスチックに関して複数社で再商品化を実施する場合の対応として一部ジョイントによる登録を認め、令和8年度登録では1組の申請があった。

各事業者の審査は、再生処理施設の能力、再商品化製品の品質、販売能力や財政的基礎等に関し、第三者の専門機関の協力のもと再生処理ガイドラインや審査マニュアル等と照合のうえ行った。なお、財政的基礎の審査においては、債務超過等の問題を有する事業者について必要に応じ中小企業診断士等による財務診断を実施し、再商品化事業の委託に支障があると判断された事業者は欠格としている。

② 令和8年度再商品化事業者の入札選定

上記審査に合格し登録した事業者を対象として、保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごと（プラ分別収集物を含む）の落札事業者を決定のうえ、再商品化実施契約を締結した。令和8年度再商品化事業に向けた入札選定結果（落札状況）は以下のとおりである。

なお、PETボトルの入札は、経済情勢の急激な変動等が再商品化市場へ及ぼす影響に適切に対応するため、平成26年度以降は上期・下期の年2回入札を実施している。令和8年度分に関しては、上期分入札を令和8年1～2月に実施し、下期分入札については令和8年7月に行う予定である。

イ) ガラスびん・紙・プラスチック

注：（ ）内は前年度

素 材	登録申込	登録	落札
ガラスびん	50社 (50社)	50社 (50社)	46社 (43社)
紙	47社 (48社)	46社 (48社)	35社 (41社)
プラスチック (容リ プラ及び製品プラ 等。白色トレイを除 く。)	登録施設区分 1	3社 (1社)	3社 (1社)
	登録施設区分 2及び3	42社 (43社)	42社 (39社)
白色トレイ	3社 (3社)	3社 (3社)	2社 (3社)

- (備考) 1. 地域別・品目別の入札選定結果(保管施設名、特定分別基準適合物の種類、再商品化事業者名、工場名、落札トン数、落札単価、構成市町村)は当協会ホームページで公表(令和8年4月)。
 2. 本表の登録申込実績は登録書類選考時、登録実績は最終判定会議終了時の数値による。
 3. 登録施設区分1の事業者は容リプラ対応の施設に、登録施設区分2及び3の事業者は容リプラ及び製品プラ等対応の施設に入札できる。(区分2は一般廃棄物施設設置許可のみ有り、区分3は産業廃棄物施設設置許可も有り。令和7及び8年度については産業廃棄物を含む登録施設区分3の申込みは市町村無し)

ロ) PETボトル(令和8年度上期分)

注：（ ）内は前年度

素 材	登録申込	登録	落札	
			上期	下期
PET ボトル	41社 (44社)	40社 (43社)	32社 (33社)	— (36社)

- (備考) 1. 地域別・品目別の入札選定結果(保管施設名、特定分別基準適合物の種類、再商品化事業者名、工場名、落札トン数、落札単価、構成市町村)は当協会ホームページで公表(令和8年4月)。
 2. 令和8年度下期入札は、令和8年7月実施予定のため、下期落札欄は空欄となっている。
 3. 本表の登録申込実績は登録書類選考時、登録実績は最終判定会議終了時の数値による。

③ 令和8年度落札単価 (素材ごと、前年度比較、令和8年3月末現在)

上記②の入札による令和8年度再商品化事業の落札単価は、次表のとおり。
 なお、プラスチック製容器包装については、環境省、経済産業省が開催した「プラスチック製容器包装及び分別収集物の再商品化入札制度に係る検討会」(第一回：令和7年9月1日、第二回：令和7年10月9日)において、総合的評価及び入札制度について見直しの検討がなされ、令和8年度分の入札より材料リサイクル事業者における優先枠の内容及び落札可能量の査定について一部変更となった。

また、プラスチック製容器包装落札単価の適正化を目的として、上限値の設定、優先入札枠における総合的評価に基づくボーダーラインの設定、入札説明会における優先・非優先別の入札者リストの提示等は従来通り運用しており、上限値は、容リプラについては当協会が全国一律に定め、製品プラ等については各申込市町村が保管施設ごとに定めている。

イ) ガラスびん

＜ガラスびん色別落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

	落札単価（円/トン）		
	令和8年度（a）	令和7年度（b）	前年度比（a-b）
無色	9,976	9,577	399
茶色	11,042	10,629	413
その他の色	15,695	16,399	▲704
ガラス全体	12,524	12,577	▲53

ロ) PETボトル

＜PETボトル（上期）落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

	落札単価（円/トン）			
	令和8年度 上期分（a）	令和7年度 上期分（b）	前年度同期比 （a-b）	【参考】 令和7年度下期分
PET全体	-31,726	-75,438	43,712	-49,452
有償分	-37,542	-78,077	40,535	-54,388
逆有償分	57,134	140,298	▲83,164	59,511

ハ) 紙製容器包装

＜紙製容器包装落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

	落札単価（円/トン）		
	令和8年度（a）	令和7年度（b）	前年度比（a-b）
紙全体	-1,702	-4,375	2,673
有償分	-9,873	-12,217	2,344
逆有償分	16,149	13,627	2,522

二) プラスチック製容器包装等

＜i. プラスチック製容器包装手法別落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

	落札単価（円/トン）			
	令和8年度（a）	令和7年度（b）	前年度比（a-b）	
材料リサイクル	白色トレイ	59,556	59,334	222
	白色トレイ以外	73,406	67,799	5,607
ケミカルリサイクル	油化	-	-	-
	高炉還元剤化	58,360	54,779	3,581
	コークス炉化学原料化	64,552	62,874	1,678
	合成ガス化	60,158	58,205	1,953
	プラスチック製容器包装全体	70,344	66,081	4,263

（備考）白色トレイとは、白色の発泡スチロール製食品用トレイのこと。
上記表 i には、下記 ii の容リプラは含まれていない。

＜ ii. プラ分別収集物の落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

	総合単価（円/トン）			容リプラ（円/トン）			製品プラ等（円/トン）		
	令和8年度 (a)	令和7年度 (b)	前年度比 (a-b)	令和8年度 (a)	令和7年度 (b)	前年度比 (a-b)	令和8年度 (a)	令和7年度 (b)	前年度比 (a-b)
材料 リサイクル	68,296	65,472	2,824	68,417	65,504	2,913	67,003	65,258	1,745
ケミカル リサイクル	60,917	58,338	2,579	60,870	58,258	2,612	61,442	58,872	2,570
プラ分別収 集物全体	64,178	62,887	1,291	64,199	62,881	1,318	63,947	62,928	1,019

（備考）プラ分別収集物の落札選定は、総合単価を基に行う。

＜参考＞ プラスチック製容器包装のリサイクル手法の定義等

リサイクル手法	定 義	利用用途	
材料リサイクル	異物を除去、洗浄、破砕その他の処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得る	パレット、コンパネ、擬木、成形品等	
ケミカル リサイク ル	油化	異物の除去、破砕、脱塩素、熱分解、精製その他の処理をし、炭化水素油を得る	化学工業での原材料 燃料
	高炉還元剤化	異物の除去、破砕、塩ビ除去、検査、分級その他の処理をし、高炉で用いる還元剤を得る	高炉還元剤
	コークス炉化学原料化	異物の除去、破砕、検査、分級その他の処理をし、コークス炉で用いる原料炭の代替物を得る	コークス（還元剤） 炭化水素油（化学原料） ガス（発電）
	ガス化	異物の除去、破砕、熱分解、改質、精製その他の処理をし、水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得る	アンモニア・メタノール等の化学原料
固形燃料化等	異物の除去後、固形燃料等の燃料を得る	燃料	

- （備考）1. 緊急避難的、補完的手法として位置付けられている固形燃料化等の手法については、再生処理事業者の登録は実施しているが、入札の対象とはしていない。
2. 高炉還元剤化及びコークス炉化学原料化の定義欄に記載の分級とは、粒の大きさを揃えること。

再商品化業務を厳正かつ着実に遂行するため、再商品化事業者に関しては、再商品化実施委託契約書の記載事項の遵守状況を月報等で確認するとともに、現地検査を通じ適切な事業者管理に努めた。

特に、残渣処理の状況、引取量の変動、再商品化製品の需要・市場動向等に留意し、保管場所の確保を含めた在庫管理状況の把握、運搬事業者の委任状提出（ジョイントグループの形成）に関する確認を実施した。また、現地検査の際には安全衛生・環境等に関するアドバイス等も実施している。

令和7年度に行った素材ごとの現地検査の実績は次のとおり。

令和7年度現地検査の実績

素 材	実 績（前年度）			
ガラスびん	50 社	50 施設	46 社	51 施設
PETボトル	39 社	44 施設	34 社	36 施設
紙製容器包装	37 社	45 施設	37 社	47 施設
プラスチック製容器包装及び プラ分別収集物	35 社	43 施設	36 社	44 施設

（備考）上記現地検査には、登録審査時の現地審査、あるいは再商品化製品利用事業者に対する調査等は含まれていない。

このほか、再商品化業務の効率化を図るべく、素材ごとに再商品化事業者の管理に関して、手続きや規制等の継続的な点検と合理化を図った。

(2) 再商品化能力・事業者の確保・拡充に向けた取り組み

令和7年度も資源・エネルギー価格の高止まり、円安継続等による輸入物価の高止まり、世界的なインフレ懸念等の環境下で、再商品化事業者は、人件費をはじめ、運搬費、電気代、燃料費等、様々な価格の高騰に直面し厳しい状況にあった。当協会登録の再商品化事業者数は、PETボトルで2社増えたものの、他素材は増えておらず持続的な事業遂行のため再商品化事業者の確保が急務である。

(8年度登録事業者は、プラスチック容器包装において5社増、その他は減少もしくは不変)

令和5年度から容器包装の分別基準適合物の着実な再商品化に加えて、製品プラ等の再商品化を実施しており、これらの遂行に不可欠な再商品化能力と事業者の確保のため、主としてプラスチックに係る再商品化について以下のような取り組みを行った。

① 再商品化能力調査の実施

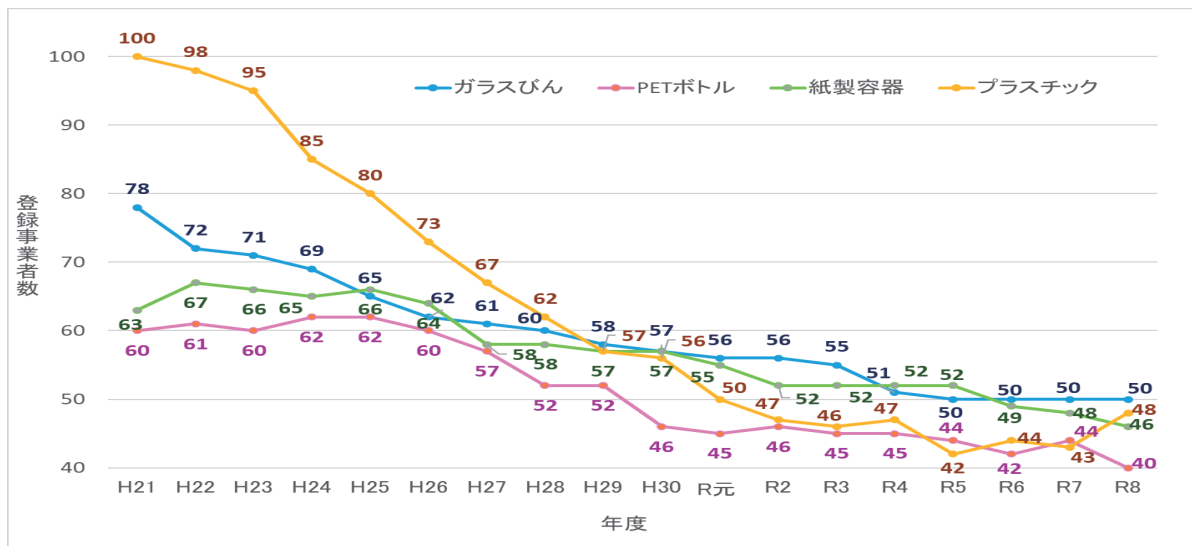
再商品化能力調査を行い、課題の把握とその解決策の検討を行った。能力調査での主な課題は、イ) 人手不足(再生処理施設の運転要員や運搬関連の人員不足)、ロ) 施設の老朽化(メンテナンス時間の確保や改修工事等によるライン停止)、ハ) 原料・製品・残渣保管場所の確保難等であった。

② サポート体制の充実・手続効率化

再商品化事業者の拡大に向けては、市町村中間処理施設を運営している民間事業者や関連団体等と連携を図り、当協会の再商品化事業の紹介と新規登録申請に関する相談等のサポートを行った。

また、再商品化事業者の負担軽減という観点から、登録手続はじめ再商品化に係る業務手続きの効率化を進めるべく、提出いただく事業者関連書類、施設関係書類等の簡素化と電子媒体による提出等、手続きの合理化を進め、令和9年度の事業者登録から全素材において電子化に切り替える(PETボトルは8年度から実施済)。

再商品化事業登録事業者数の推移



(3) 分別基準適合物等の品質向上アプローチ

市町村から引き取る分別基準適合物及びプラ分別収集物の一層の品質改善を促すため、当協会が再商品化を委託している再商品化事業者の協力の下、分別基準適合物等の「品質調査」を実施し品質改善に向けたアプローチを行った。

① ガラスびん

ガラスびん 3 R 促進協議会や再商品化事業者、ガラスびんメーカー等の関係者と連携のうへ、市町村に対し収集運搬・選別方法の改善を促し、ガラスびん収集物の品質向上と残渣率の低減を図った。

② PETボトル

平成 30 年度から変更したベールの品質ガイドライン及び品質調査基準に基づき適切な調査を実施している。令和 7 年度は 630 カ所で品質調査を実施したところ、総合判定 A ランク 599 カ所 (95.1%)、B ランク 21 カ所 (3.3%)、D ランク 10 カ所 (1.6%) となり、丸ボトルは 10 カ所 (1.6%) であった。

③ 紙製容器包装

引き取りのあった 105 カ所の全保管施設について調査した。その結果、全ての施設において A 評価となった。なお、適切な品質調査が実施されているか確認するため一部の品質調査に立ち会いを行い、問題ないことを確認した。

④ プラスチック製容器包装及びプラ分別収集物

イ) ベール品質調査 (分別基準適合物・プラ分別収集物)

分別基準適合物について、保管・中間処理施設 620 カ所のベール調査を実施した。(1 市町村が品質ガイドラインに適合していない粉碎品であったため、未実施) 調査結果は、容器包装比率で A ランクが 598 カ所 (96.5% : 前年度 96.5%)、破袋度評価では A ランクが 583 カ所 (94.0% : 前年度 93.9%) でどちらも前年度と同等であった。また禁忌品混入評価は、D ランクが 248 カ所 (40.0% : 前年度 42.5%) とやや減少している。

また、プラ分別収集物においては、保管・中間処理施設 245 カ所(上・下期合計)の調査を実施した。調査結果は、適合プラ分別収集物比率で A ランクが 243 件 (99.2% : 前年度 97.1%)、破袋度評価は A ランクが 229 件 (93.5% : 前年度 90.2%)、禁忌品評価は D ランクが 140 件 (57.1% : 前年度 64.2%) であった。

プラスチック資源循環法が 3 年目を迎え、プラ分別収集物の適合分別収集物比率は 3 年連続で上昇した。一方で分別基準適合物に比べ禁忌品の混入率が高い傾向は変わっていない。

各ベール品質調査への市町村の今年度の立会率は、プラ分別基準適合物(容り法申込み)調査では 51.8% (前年度 53.1%)、プラ分別収集物(プラスチック資源循環法第 32 条申込み)調査では 63.7% (前年度 64.2%) で、プラ分別収集物調査の立ち会い率が高い傾向は変わっていない。

令和7年度のプラ法32条申込みは120市町村等で前年87市町村等から1.37倍に増えたもののまだ少数であり、今後もベール品質調査結果を基に異物の特徴や混入率等、品質の維持向上に向けた分析を継続する。

ロ) 「出前講座」や「講演」の実施等

市町村や関係団体等からの要請に対応した講座並びにWEBでの啓発支援を実施した。他に企業や大学からの要請もあり、効果が期待できると判断したものに对应した。

開催内容は、保管施設の異物除去処理のレベル向上（容リプラ、製品プラ等、異物等の選別判断等）を基本に、ベール品質改善を目的としたプラスチック資源循環法に関する勉強会や講演、リチウムイオン電池等禁忌品の混入防止関連等を盛り込んだ情報提供と問題提起、注意喚起を行った。1回の開催時間は1時間30分～3時間で、10の市町村等・2カ所の広域エリア・4つの団体や組織、合計17カ所で開催し、延べ826名（前年度比116.5%）の参加を得た。

令和7年度「出前講座」の開催実績

No	都道府県	市町村事務組合、組織、団体等	内容・対象	実施月	参加人数
1	千葉県	南房総市	プラ法関連・内外房総合同；職員	4月	18
2	大阪府	関西リサイクル環境事業協同組合	容リプラ中間処理選別作業員；職員	4月	32
3	秋田県	全都清秋田支部	リチウムイオン電池の適正処理に向けて	5月	15
4	埼玉県	東松山市	容リ法・プラ法・LiBトラブル；作業員	5月	10
5	千葉県	市川市	容リ異物混入・LiBトラブル；市職員等	6月	20
6	東京都	大正大学	リチウムイオン電池の課題を考える；岡山教授ゼミ学生	7月	40
7	千葉県	イオングループ勉強会	容リ法・プラ法・LiBトラブル（WEB併用）；各社人事総務部	9月	104
8	愛知県	愛知県環境局資源循環推進課	プラスチックリサイクルの現状と課題及び分別収集物申込時の注意点（WEB）；市町村・一部事務組合の廃棄物担当者	10月	45
9	栃木県	小山広域保健衛生組合	異物選別作業；中間処理選別作業員	10月	23
10	三重県	桑名広域事務組合	プラスチック製容器包装・ベール品質向上のための出前講座 追加確認事項	11月	20
11	東京都	府中市	レベルアップ講座；地域推進委員	11月	130
12	岡山県	(株)廃棄物工学研究所シンポジウム	プラスチックリサイクル（容リ法・プラ法）について；WEB開催；研究所会員	11月	183
13	東京都	(一般社) 廃棄物資源循環学会	LiBトラブル；会員等	12月	36

14	大阪府	北河内4市リサイクル施設組合	容リ法プラ法勉強会；当該市会議員、施設組合職員等	1月	25
15	岩手県	遠野市	プラスチック製容器包装のリサイクルとリチウムイオン電池の発煙発火トラブル；市職員等	2月	50
16	東京都	全国容器循環協議会	プラ法関連・LiBトラブル；協議会会員	3月	42
17	大阪府	岸和田、貝塚、泉佐野合同	異物除去について；容リプラ中間処理選別作業員	3月	33
計					826

(ハ) プラマークの誤表示に関する対応

令和7年度のプラスチック製容器包装及びプラ分別収集物ベール品質調査で検出された誤表示は、計835件（前年度比184.3%）であった。この「誤表示」の多くは、本来識別表示が不要である製品プラスチックへの表示であった。また、本来すべき表記プラマークの「未表示」は、計423件（前年度比84.3%）であった。「未表示」は特定事業者としての義務を果たしていないものとなる。

令和7年度 ベール品質調査における誤表示及び未表示の検出結果

	令和7年度		令和6年度	
	容リ法	プラ法第32条	容リ法	プラ法第32条
調査件数（件）	620	245	661	173
誤表示検出数（件）	503	332	295	158
未表示検出数（件）	277	146	374	128

今後、検出した誤表示、未表示については、それぞれの詳細をまとめて、環境省、経済産業省に報告し、適正表示への修正指導等を働きかける。

(4) 再商品化事業に関する情報の把握、分析、活用

従来から容リ制度を取り巻く環境の情報収集に取り組んできたが、再商品化製品利用製品、バージン原料利用製品、各素材の原材料品等に関する市場動向、新たな再商品化製品・同利用製品の開発・販売情報等についても、幅広く情報の収集・把握に努めた。

また、それら情報をもとに、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者、市町村、特定事業者のそれぞれに想定される影響の把握に努め、再商品化事業の推進に役立てた。

さらに、日常的な業務報告だけでなく、アンケート調査や個別ヒアリング等を通じ、随時最新の状況を把握するように努めた。

素材別の取り組みについては、以下のとおり。

① ガラスびん

ガラスびん業界は、新型コロナ流行以降、市場に流通するガラスびんの減少に歯止めがかからない。その影響で再商品化事業者の動向にも変化が生じてい

る。そのため、再商品化製品の利用・活用状況の把握等、月報等の管理強化と現地検査による再商品化事業者の現場状況の把握に注力した。併せて、びんメーカーの生産・販売動向の把握に努めた。

② PETボトル

国内の使用済みPETボトルの排出量と処理能力、輸出動向等に関する情報収集を行った。また、再商品化製品の販売状況を把握・分析し、再商品化事業者や再商品化製品利用事業者からの情報収集を継続的に実施してPETボトルリサイクル動向を把握するとともに、市町村や関連団体との情報交換も積極的に実施した。

③ 紙製容器包装

古紙業界は、古紙が減少する一方、人件費・光熱費等のコスト上昇により、環境に厳しさが増している。

国内古紙の需給状況や輸出動向を把握するとともに、今後の紙製容器包装の需要予測のため、関係団体や再商品化事業者や製紙会社を訪問する等、随時ヒアリングを行った。

④ プラスチック製容器包装及びプラ分別収集物

イ) 新規再生処理事業者の獲得活動

プラスチック資源循環法や交付金等の影響により、市町村からの申込量が増加するなか、昨年に引き続き、再生処理事業者の処理能力の余力は十分とは言えない状況である。

そのため、問い合わせがあった事業者のサポートはもちろん、産業廃棄物事業者や市町村中間処理実施事業者等に対する当協会の再商品化事業への参画勧誘活動を実施した。

ロ) 再商品化製品の利用用途拡大

令和7年度においては、再商品化製品の販売状況は概ね順調であったが、材料リサイクルの落札量増加により、新規の再商品化製品利用事業者の参入が多くみられた。中には、家電製品や自動車部品等の高度利用を目的とする事業者も複数社あり、今後の展望等についての情報収集および意見交換を実施した。

八) 残渣の有効利用

材料リサイクルの再商品化において、引取量の約半分発生する残渣は、現状、RPF・セメント・熱回収で有効利用しているが、今後の成型品加工や残渣に含まれるPET製容器包装の有効活用にも取り組むべく、調査や情報交換を行った。令和8年度事業者登録では、再生処理のジョイントグループ（構成事業者）にて、PET製容器包装の再商品化を行う事業者の登録が1社あった。

3. 容リ制度見直し及び改正資源有効利用促進法への対応に向けた検討への対応・準備

容リ制度については、平成18年に容リ法改正が行われ、平成28年に産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合により「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」が取りまとめられたが、それから既に9年が経過している。

この間、令和元年5月には「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和4年4月にはプラ法が施行された。

翌令和5年3月には「成長志向型の資源自律経済戦略」が策定され、令和6年7月には循環経済への移行が国家戦略として取り組むべき重要な政策課題に位置付けられ、同年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が決定された。

また、令和5年6月に、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」(以下、「GX推進法」という。)が施行され、さらに令和7年11月には「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」(以下、「再資源化事業等高度化法」という。)が全面施行された。

その後、令和8年4月には、GX推進法及び資源有効利用促進法が改正・施行された。同法には、再生資源の利用義務化と脱炭素化の強化が定められており、循環経済においては再生材を市場へ供給することがますます重要となったことを示している。

時代の要請として、当協会についても、廃棄物の適正処理及び資源の有効な利用の確保という容リ法制定時の趣旨にとどまらず、循環経済の中で持続可能な社会インフラとしての役割を果たすことが求められていると言える。当協会では、容リ制度の見直しに向け、令和6年度に事務局で取りまとめた「容リ制度に関する調査検討報告書」を主務省等に説明し、論点の明確化と検討の促進に資するべく努めた。

令和7年度においては、経済産業省・環境省が「プラスチック製容器包装及び分別収集物の再商品化入札制度に係る検討会」(以下、「入札制度検討会」という)による検討が開始され、収集量の減少と処理能力の逼迫への対応、社会変化に対応した適切な再商品化費用の実現、再商品化の量・質の拡大向上、再生材利用の一層の促進を図るための施策が話し合われた。当協会も運用実務を担う事務局として、以下の4項目を基本とする意見書を提出し、入札制度検討会の議論の活性化と深化に貢献した。

1. 入札における動静脈連携枠の新設には賛同するが、同枠へのインセンティブの原資については、慎重な検討を要望する。
2. 見直しに基づく入札制度の具体的な運用については、詳細設計、諸規程・ガイドライン等の整備、システム改修、内容の周知等、その準備に相応の時間を要する。したがって、運用の開始時期については、運用事項の内容と実情に応じ、適切かつ柔軟な検討を要望する。

3. 入札制度の変更に伴い協会システムの改修経費が発生するが、協会のみが負担するのでは、費用を拠出する特定事業者の理解は得られないと推察されることから相応の配慮が必要である。
4. 見直しに当たっては、正しく義務を履行している特定事業者のみがその負担をするのではなく、一層の資源循環を促進するためにも、国による抜本的なただ乗り事業者対策を並行して実施することが重要である。

意見書の提出のほか、検討会での議論を踏まえ、令和8年度再商品化事業者の入札においては、入札制度検討会にて取りまとめた総合的評価方式の見直しや安定枠・効率化枠の廃止と材料リサイクル優先枠新設を実現し、迅速に運用改善を行った。

令和8年度も継続開催される入札制度検討会の議論を深めるため主務省と適宜連携し、当協会の知見と実績を活かした情報の収集・提供や課題の検証等を引き続き行うことで、循環経済への円滑な移行に寄与していく。

4. 不正・不適正行為等の防止への取り組み

(1) 危機管理委員会による危機事象防止策の策定とその実行

① 不正及び不適正行為の防止

令和7年度再商品化業務の実施に当たり、再商品化事業者との契約に基づくコンプライアンスの徹底や、不当利益を企図した当協会への虚偽報告の有無確認等、種々の不正防止策を実行し、不適正行為の防止を図った。

また、不適正行為通報（通報専用窓口を通じて把握した告発情報）は3件（前年度2件）寄せられ、いずれも適切に対応した。専用窓口寄せられた不適正行為通報への対応については、風評被害につながることはないよう情報管理を含め慎重に対応した。

② 危機管理体制の維持強化

「危機管理規程」に基づき、日常の危機管理体制の維持・強化に努めるとともに、危機管理の対象となる事象が発生した場合は、同規程に定める危機管理委員会等を機動的に開催し対応している。

令和7年度においても、四半期ごとに危機管理委員会を開催した。今年度は、従来のマトリクスの見直しを行い、新たにリスク管理表を作成することでリスク評価やリスク対応の状況を確認しやすくし、リスクの未然防止及び再発防止体制の強化につなげた。

当協会事務局の業務推進に係るリスク管理については、日常的に担当部署から情報提供等を行いつつ、情報セキュリティシステムの運用と情報漏洩防止対策の徹底を図った。

(2) 月次報告及び現地検査等による実績確認と不正行為等に対する措置の発動

再商品化業務の公正性を担保すべく、不適正行為に対しては「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程」を厳正に適用した。

令和7年度の危機管理実績としては、月次報告及び現地検査等の日常的な事業者管理を通じて把握した「不適正行為による措置」の発動1件（前年度7件）、「業務改善指示」は6件（同14件）、不適正行為の確認や業務改善要請の意味合いを持たせた予防的措置としての「指導票」を34件（同25件）発出した。

(3) 外部監査人立会いによる厳正な再生処理事業者の登録審査の実施

再生処理事業者の登録審査にあたり、外部監査人として消費者代表1名、弁護士1名を選任し登録判定の監査を行い、その結果の公平性を担保している。令和7年度においても、11月に開催した登録判定会議にて外部監査人の立会いを受け、適正に登録審査が実施された旨の確認、評価を得ている。

(4) 厳格な情報管理と危機時における事業継続体制の確立

情報漏洩防止に関しては、インターネット通信環境等のセキュリティを継続して維持するためファイアウォール装置のアップデートを実施した。令和7年度は生成AIの本格導入にあわせ、情報セキュリティポリシーにクラウドサービスを含むWebサービスの使用について規定を追加し情報を厳格に管理、活用した。さらに、定期的にセキュリティ研修を開催し、職員のセキュリティ意識の向上を図った。

また、自然災害等の危機対応として策定した当協会のBCP（事業継続計画）に基づき、基幹コンピューターシステム（REINS）のバックアップサイト接続の定期的な訓練、リモートワーク環境の向上を行うほか、事務局行動マニュアルに基づく災害時等の対応について、事務局内での徹底を図った。

5. 再商品化義務履行の促進（ただ乗り事業者対策の強化）

容器包装の再商品化義務履行に関して「ただ乗り事業者」（＝リサイクル義務を負っているにもかかわらず委託申込みを行わない事業者、申込み・契約をしながら委託料金を未払いの事業者等）への対策については、指導・監督権限を有する主務省と連携しつつ、当協会として、次に掲げる取り組みを継続的に実施した。

(1) 主務省庁に対するただ乗り事業者への指導強化等の支援の要請

主務省もメンバーである情報連絡会議等を通じて、ただ乗り事業者への指導強化を要請するとともに、具体的対策実施のために、主務省の要請に基づき特定事業者の申込関連情報等を提出した。また、主務省に対し所管の事業者団体への容り制度の一層の周知を依頼。これまで普及啓発ができていなかった事業者団体の情報提供等について協力を求めた。

(2) 関連団体やEコマースプラットフォーマー等との連携による周知、啓発の強化

業界を代表する大手Eコマースプラットフォーマー3社に対し、出店している事業者への周知・啓発を依頼した。また、(1)に記載のとおり、主務省より情報提供のあった12の事業者団体を直接訪問して普及啓発の協力を要請した。加えて、再商品化の委託申込期間には同12団体含め計63団体に傘下の会員事業者への周知・啓発を依頼した。

(3) 商工会議所、商工会を通じた普及啓発活動の強化

全国の特定事業者に義務履行を呼びかけるため、令和7年度から、日本商工会議所、全国商工会連合会を通じて、全国515の商工会議所、1,589の商工会（いずれも令和7年4月1日現在の数）に対して新たな普及啓発活動の実施を要請した。

具体的には各地で開催する各種会合における制度の説明や資料の配布、管轄する地区内の事業者に対するパンフレット等の関連資料の頒布、会報やホームページ等の媒体を利用した制度のPR等のうち、複数の活動を実施することについて業務委託契約に盛り込むこととした。

(4) 問い合わせ等に関する対応体制の強化

当協会コールセンターは問い合わせ窓口であり、寄せられる特定事業者等からの問い合わせは、申込みにもつながる重要な糸口となる。こうした認識のもと、主務省を含めた関係者との協議も適宜行いながら、相談・照会に適切かつ円滑に対応した。

同センターに寄せられた令和7年度の特定事業者関係の個別対応件数は、4,022件であり（前年度3,770件）、ホームページ経由の件数が増加傾向にある。

問い合わせへの対応の効率化及び業務負荷の軽減のため、チャットボットの内容の充実を図るとともに、Q&Aの整備等によりその対応範囲の拡充を進め、平均返答率と自己解決率の向上への取り組みを実施した。

さらに、生成AIの活用を見据え、同センター内マニュアルの分類整理及び見直しを行い、対応体制の整備を進めた。

一方で、特定事業者の申込の確保・拡大の方策として、架電及び郵送による申込勧奨を行うとともに、新規申込事業者からの手続きに関する相談に対しては、協会への来訪も受け入れ、より充実した対応を図った。

(5) 過去に申し込みがありながら近年申し込みが無い事業者等の対策強化

申込手続きをしていない年度が存在する事業者に対し、文書（年3回：令和7年5月、11月、令和8年2月）及びメール（年3回：令和7年5月、8月、11月）を通じて再商品化義務の確認と履行を要請した。

また、義務が課される可能性が高く申込書類発送対象となっているが、これまで一度も申込みがない事業者に対して、改めて再商品化義務の有無を確認するアンケートを発送した。再商品化義務があると回答した事業者には架電し、委託申込手続きに関する支援を行った。

（6）過年度分の遡及申込等に対する適切な運用

令和7年度は再商品化義務不履行分の過年度遡及支払いとして451社（令和6年度は482社）から約6億8千万円（同約5億2千万円）を徴収した。また、当協会と再商品化委託契約を締結しながら委託料金を長期間滞納している事業者2社には、顧問弁護士名で支払催告を行い、分割払いを希望した事業者には計画通りの支払いを定期的に督促することで履行を確保している。

6. LiB等危険物混入トラブル防止への取り組み

容器包装プラスチック及び製品プラスチック等の再生処理事業者においては、禁忌品（特にリチウムイオン電池内蔵電子機器）の混入による発煙発火トラブルが問題視されており、直近の発生状況は118件（前年119件）と横ばいである。なお、再生処理事業者における処理ラインの停止による損失は、約144時間（24時間操業換算で約6日）に達している。1回の発煙・発火により当日の稼働が270分停止したとの報告もあり、再生処理事業者への深刻な悪影響は依然として変わらず、継続的な対応が不可欠である。また、市町村等の中間処理施設においても、リチウムイオン電池が原因となる火災が複数件発生している。このうち、6か月にわたる引渡し停止や、再稼働後の処理能力低減といった支障が生じた事例も報告されている。

当協会では、該当市町村に対し、発煙発火トラブル全件について事故報告を行うとともに、2件発生時点での電話通告、5件以上の場合には首長宛てへの改善計画の策定と要請、10件を超える場合には現地訪問・ヒアリング等による改善計画内容の確認、または指導を実施している。令和7年度は、20件以上の発生があった自治体に対しては、品質を維持できる処理量の確認、ダミーサンプルを用いた危険品除去の確認を行った。

令和3年12月より継続実施している関係者会合による情報共有については、令和7年度は、総勢176名（WEB参加を含む）の参加を得て第6回リチウムイオン電池トラブル防止に関するマルチステークホルダー検討会合（令和7年2月21日）を開催した。同会合では自治体による発火危険物混入防止策として、特定事業者と連携したリチウムイオン電池等内蔵製品等の改修実験の事例や収集方法を実際に変更する自治体からの具体的なプロセスを紹介した。

また、昨年度、当協会職員が審査員として協力したNEDO懸賞金活用型プログラムの応募コンテスト実施後の導入状況や、環境省及び経産省より循環型社会形成推進事業費補助金といったリチウムイオン電池等の発火危険物除去に対して有用と見込まれる情報を関係者相互で共有した。

7. 容器包装リサイクル等に係る啓発活動の拡充

(1) ホームページ、機関誌、メディア、イベント等を活用した広報活動の展開

特定事業者、市町村、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者等を対象に、ホームページ、会報誌、SNS等の多様な伝達手段を通じ、また適宜これらを連動させながら効果的かつ合理的な情報発信を行った。

- ① ホームページについては、各ステークホルダーに対し、イベント等に合わせて適時に情報を発信した。令和7年度のアクセス数は、年間約65万件（前年度比約2万件増）と3%増加した。一方で、ページビューの数は年間137万件（同約120万件減）と46%減ったが、全面リニューアルに際して見やすさを重視して情報を集約したため、ページ数が3分の1程度になったことが影響していると考えられる。
- ② 「容り協ニュース」（年3回・各7千部発刊）については、99号から新たに自治体における資源循環の取り組みを紹介する「サーキュラーシティー探訪」を開始し、地域における循環型社会実現への取り組み事例を取り上げた。通巻100号では、これまでの会報の内容を振り返り、リサイクル制度の変遷と協会の歩みを集録。さらに101号では、リチウムイオン電池発火事故に対する取り組みを掲載した。当協会の活動や3Rに取り組む関連団体の情報等を発信し、容り制度、協会事業への理解促進を図った。
- ③ 年度ごとの事業実績とその効果等を取りまとめた「年次レポート2025」（8千部発行）では、当協会の役割、体制や事業内容、活動実績を分かりやすくまとめ、より多くの方々の当協会の活動への理解、意識の醸成を図った。
- ④ 容り法・容り制度への理解を広め向上させるために会議所ニュース（日本商工会議所発行）に容り法・制度の解説記事を昨年度に引き続き掲載した（3回連載）。また、包装産業界の専門紙である包装タイムスにも新たに啓発記事を連載で掲載した。
- ⑤ マスメディア（新聞・雑誌等）の取材要請には積極的に対応し、容り法に基づく諸施策や昨今の課題、当協会が担う容器包装の再商品化業務の内容等について、広く社会一般の認知度向上に努めた。
- ⑥ 容器包装リサイクル推進関係団体と連携し、環境に関する展示会「エコプロ2025」に出展した。特に次世代を担う子供たちに向けて、容器包装リサイクル制度の概要、リサイクル製品、分別排出の重要性を発信し容器包装リサイクルへの理解と参加意識向上を図った。

(2) 各種説明会等による普及・啓発

再商品化事業の促進を図るべく、市町村向け説明会、特定事業者向け「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」、再商品化事業者向けの登録説明会、入札説明会、業務に関する説明会等、各対象に適合した普及啓発活動を実施した。

また、各地商工会議所、商工会向けには、容リ制度担当職員を対象とした研修会をオンラインまたは YouTube 配信により実施し、委託契約締結の円滑化や拡大、普及啓発業務の協力要請等、再商品化事業の促進を図った。

① 令和7年度再商品化登録希望事業者向け説明会

令和8年度に向けた再生処理事業者の登録申請に係る告知を、令和7年7月1日付官報等で行った。その後、7月8日及び9日に再商品化業務の実施を希望する事業者を対象とする説明会をオンライン形式で開催した。

素 材	開催日	出席者
ガラスびん	7年7月9日 10:30~12:00	60名(46社)
PETボトル	7年7月8日 13:30~15:00	69名(44社)
紙	7年7月8日 10:30~12:00	42名(37社)
プラスチック	7年7月9日 13:30~16:00	76名(50社)

② 令和7年度市町村・一部事務組合一般廃棄物担当者向け説明会

令和8年度再商品化業務の実施に向け、全国の市町村等の担当者を対象とした説明会をオンライン形式での開催に変更して2回開催した。

開催日	出席市町村等数
7年10月30日 13:00~16:00	418
7年10月31日 13:00~16:00	244

③ 令和7年度特定事業者向け「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」

各地商工会議所、日本商工会議所との共催で、容器包装に関わる事業者向けに、容リ制度の基礎知識とリサイクル義務を果たすための事務手続等に関する説明会・個別相談会を20カ所で22回開催し、約1,600名の参加を得た。

No.	主催 商工会議 所	開催日	開催 形式	主務省 挨拶担当	会場 参加者数	オンライン 参加者数	合計 参加者数	個別相談会 参加 事業者数
1	山形	11月7日	ハイブリッド	—	5	13	18	1
2	鳥取	11月11日	会場	—	5	—	5	0
3	富山	11月19日	ハイブリッド	—	8	33	41	2
4	盛岡	11月20日	会場	—	20	—	20	3
5	京都	11月20日	会場	近畿農政局	36	—	36	7
6	徳島	11月26日	会場	—	10	—	10	3
7	広島	11月28日	会場	中国経済産業局	24	—	24	5
8	大阪	12月9日	会場	近畿経済産業局	140	—	140	13
9	東京①	12月16日	オンライ ン	環境省本省	—	426	426	16

10	仙台	12月19日	会場	東北経済産業局	19	—	19	2
11	東京② (*)	12月22日	ハイブリッド	—	67	219	286	9
12	那覇	1月9日	会場	内閣府農林水産部	15	—	15	4
13	東京③ (*)	1月14日	ハイブリッド	—	20	152	172	4
14	新潟	1月15日	会場	—	27	—	27	4
15	横浜	1月16日	会場	—	27	—	27	1
16	名古屋	1月20日	ハイブリッド	中部経済産業局	26	95	121	7
17	福岡	1月20日	会場	九州農政局	24	—	24	5
18	熊本	1月21日	会場	九州経済産業局	14	—	14	3
19	神戸	1月21日	会場	近畿農政局	59	—	59	6
20	浜松	1月22日	ハイブリッド	—	4	33	37	2
21	札幌	1月29日	ハイブリッド	北海道農政事務所	9	47	56	5
22	長崎	2月4日	会場	—	13	—	13	2
合計					572	1018	1590	104

(*) 当協会単独開催

④ 令和8年度再商品化業務に関する入札説明会

令和8年度の登録再生処理事業者及び運搬事業者を対象に、ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装及び製品プラ等の再商品化業務に関する入札説明会をオンライン形式で開催し、市町村保管施設ごとの入札条件リスト(引取量等)を提示のうえ、入札手続、入札の注意事項、選定方法及び選定結果の連絡方法、実施契約、法令遵守、入札書の記入要領等について説明した。

素 材	開催日	出席者
ガラスびん	7年12月16日 10:30～12:00	61名(46社)
PETボトル	7年12月17日 13:30～15:00	70名(40社)
紙	7年12月17日 10:30～12:00	39名(33社)
プラスチック	7年12月16日 13:30～15:30	79名(46社)

⑤ 令和8年度の再商品化業務契約事業者の業務手続に関する説明会

令和8年度の契約予定再生処理事業者を対象とした業務手続に関する説明会を令和8年3月にオンライン形式で開催した。

素 材	開催日	出席者
ガラスびん	8年3月5日 10:30～12:00	58名(43社)
PETボトル	8年3月6日 13:30～15:00	54名(31社)
紙	8年3月6日 10:30～12:00	31名(27社)
プラスチック	8年3月5日 13:30～15:30	57名(39社)

(3) 関連事業への後援・協賛等

国や地方自治体、事業者団体、消費者団体等が主催する諸会合・セミナー等への後援・協賛・出展、当協会役職員の講師派遣を通じて、容リ制度のポイントとなる廃棄物排出抑制と再生利用の推進、市町村から当協会への分別基準適合物の品質の向上、ただ乗り事業者対策の強化等について周知を図った。

後援・協賛及び講師派遣等を行った事業等は次のとおり。

主な後援・協賛等実績

開催日・場所	行事名	主催者	目的・内容	区分
7年4月1日～10月31日（於：大阪環境産業振興センター）	おおさかATCグリーンエコプラザブース展示	おおさかATCグリーンエコプラザ実行委員会	企業の環境配慮製品・サービスの普及、環境コミュニケーションの促進、環境ブランドの構築・訴求を図り、環境学習の提供、環境CSR活動やSDGsへの取り組みを紹介する	出展
7年5月28日～30日（於：東京ビッグサイト）	2025NEW環境展	日報ビジネス(株)	各種課題に対応する様々な環境技術・サービスを一堂に展示情報発信する事により環境保全への啓発を行い、国民生活の安定と環境関連産業の発展に資する	協賛
7年10月7日～10日（於：東京ビッグサイト）	JAPAN PACK 2025	一般社団法人日本包装機械工業会	国内外の包装機械・機器等の新製品を展示公開し、産業の合理化と国民生活の向上に寄与するとともに貿易の振興を図り、関係業界の発展を通じてより良い社会の実現に資する	協賛
7年10月31日（於：グランドメルキュール札幌大通公園）	第1回 資源循環と環境を考える全国大会	公益社団法人全国産業資源循環連合会（幹事団体） 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	処理業者、排出事業者、行政、住民等に資源循環と産業廃棄物に関する課題について理解を深めていただき、環境問題解決への機会とする	協賛
7年12月10日～12日（於：東京ビッグサイト）	エコプロ2025	(株)日本経済新聞社	環境を取り巻く多様なステークホルダーにビジネスマッチング、情報収集、環境学習の場を提供する	出展

8年1月29日 (於：快・決 い会議室新宿 店)	第20回容器 包装3R推進 フォーラム	3R推進団体連絡 会	自治体・事業者・市民等 さまざまな主体が連携し て、容器包装の3R推進 について考える	後援
8年3月21日 (於：国立オリ ンピック記念青 少年総合センタ ー)	こどもエコク ラブ全国フェ スティバル 2026	公益財団法人日本 環境協会	環境活動を実践している 子どもたちが相互の交流 を深め、環境に対する責 任と役割を理解し、環境 問題を解決する力を育む	出展 後援

主な講師派遣実績

開催日・場所	行事名・講義内容	主催者	派遣者氏名
7年5月8日 (オンライン)	プラスチック資源循環サプライチ ェーンオンライン勉強会 「今から始めるプラの再商品化」	(株)トーマス及 び(株)サステ ナ・メディ ア・ラボ	小林 聡也 プラスチック容器事 業部 課長
7年5月20日 (オンライン)	秋田県都市清掃協議会総会 「リチウムイオン電池にかかる適 正処理に向けて」	秋田県都市清 掃協議会	大滝 歩 プラスチック容器事 業部 副主査
7年6月9日 (於：JICA A東京)	JICA課題別研修「固形廃棄物 管理の基礎(A) 「容器包装リサイクル制度につい て」	一般財団法人 日本環境衛生 センター	関澤 広樹 企画広報部 副主査
7年7月11日 (於：ピアザ淡 海 大津市)	令和7年度 プラスチック資源循 環研修会 「プラスチックリサイクルの現状 と課題」	PETボトル リサイクル推 進協議会 プラスチック 容器包装リサ イクル推進協 議会 3R・資源循 環推進フォー ラム	前川 恵士 理事・プラスチック 容器事業部長
7年8月29日 (於：農林水 産研修所 八王 子市)	令和7年度食品産業環境業務研修 「容器包装リサイクル法における 再商品化義務の委託事務手続き等 について」	農林水産省	杉森 徹 企画広報部長 橋本 久乃 企画広報部 課長補佐
7年9月2日 (オンライン)	China Replas2025 「日本の容リプラスチックリサイ クルの現状と課題」	中国合成樹脂 協会塑料循环 利用分会	前川 恵士 理事・プラスチック 容器事業部長
7年10月3日、 (於：八戸工 業大学)、10月 28日(於： NEDO会議室)	国立研究開発法人新エネルギー・ 産業技術総合開発機構(NEDO) への技術委員の派遣	国立研究開発 法人新エネル ギー・産業技 術総合開発機 構(NEDO)	前川 恵士 理事・プラスチック 容器事業部長
7年10月29日 (オンライン)	プラ推進協のプラっと探検隊勉強 会 「容器包装リサイクル法に基づく プラスチックのリサイクルの概 要」	プラスチック 容器包装リサ イクル推進協 議会	前川 恵士 理事・プラスチック 容器事業部長

7年11月28日 (オンライン)	2025年秋季シンポジウム「持続可能な社会の実現に向けて」～プラスチック資源循環法とごみ処理事業～ 「プラスチック資源循環における容器包装リサイクル協会の役割」	(株)廃棄物工学研究所	小林 聡也 プラスチック容器事業部 課長
7年12月10日 (於：A P 虎ノ門)	廃棄物資源循環学会セミナー 「リチウムイオン電池における発火トラブルと対策」	一般社団法人 廃棄物資源循環学会	雨谷 忍 プラスチック容器事業部長 専任副部長
7年12月23日 (於：DNP プラザ)	第4回 SusPla 特別セミナー 「中国の再生プラスチック利用状況等視察報告」	一般社団法人 SusPla	前川 恵士 理事・プラスチック容器事業部長
8年1月29日 (於：ザ・プリンスさくらタワー東京)	インドネシア プラスチック廃棄物等サーキュラーエコノミー構築支援コース 「日本のプラスチック包装・製品リサイクル制度について」	一般財団法人 海外産業人材育成協会	前川 恵士 理事・プラスチック容器事業部長
8年3月3日 (於：主婦会館 プラザエフ)	2025年度 勉強会・意見交換会 「プラスチック循環の課題と今後の展望」	一般社団法人 全国容器循環協議会	雨谷 忍 プラスチック容器事業部 専任副部長 青柳 哲也 プラスチック容器事業部 課長補佐
8年3月13日 (於：日本包装技術協会 会議室)	第13回包装近未来シンポジウム 「海外のリサイクル視察報告～欧州および中国の先端メカニカルリサイクル施設と再生材使用状況」	日本包装技術協会	前川 恵士 理事・プラスチック容器事業部長

8. 関係主体間の連携の強化

(1) 国内関係機関との連携強化

容リ制度を円滑に推進するため、主務5省及び廃棄物処理事業や清掃事業に関し市町村の声を集約する公益社団法人全国都市清掃会議の出席を得て、「情報連絡会議」を年4回開催し、当面の課題等について当協会常勤理事との間で情報交換・協議等を行った。

ただ乗り対策に関する具体的な取り組みについて、各主務省庁と進捗確認を含む積極的な情報・意見交換を通じて連携を深め、各主務省庁傘下の各種団体に対し、容リ法申込みに向けて直接働きかけていただいた。また、容器包装リサイクルの効果的・効率的な推進に関し、4素材のリサイクル推進協議会・促進協議会、評議員団体、理事団体を随時訪問し、交流、情報交換を行った。

(2) 海外関係機関との交流連携の促進

海外からの日本の容リ制度とその運用についての説明会・意見交換会の依頼に積極的に対応した。具体的には、JICA（国際協力機構）での講演等を通じ、中南米、東南アジア、アフリカ等の諸国等からの訪問者へ計5回、日本の容リ制

度とその運用について説明するとともに、意見交換を通じて相互理解と交流に努めた。

また、国内関連団体（日本プラスチック工業連盟、プラスチック容器包装リサイクル推進協議会、プラスチック循環利用協会、全国清涼飲料連合会、一般社団法人 SusPla）のメンバーと共に総勢 14 名にて中国を訪問し、主にプラスチック再生材料の技術動向や利用状況の調査を行った。

9. 協会におけるガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底

(1) ガバナンスの向上（法人の運営体制の充実を図るための取り組み）

公益財団法人としての社会的信用と信頼を維持し深めるため、適正・着実な業務執行体制の整備、危機管理の徹底、財務状況の適切な開示等を通じて、一層のガバナンス体制の強化を図り、ステークホルダーからの期待に充分応えられるように万全を期した。具体的には、

- ① 週 1 回定期的に開催される常勤理事会において、各部の業務が適正に実施されているかにつき相互に監視・確認を行っている。また、業務執行状況についても年次レポートやホームページで適宜公表する等、情報開示を通じて、業務執行の透明性、適正を担保している。
- ② 危機管理委員会（年 4 回開催）において、リスクの洗い出しと対応状況の把握方法の見直しを行った。なお、危機事象を確認した場合はその重大性に応じて速やかに国への情報提供を行う等、適時適切に対処した。
- ③ 会計処理に関しては、会計監査人から適正に処理が行われているかにつき定期的に厳正なチェックを受けている。
- ④ 再商品化業務への入札参加を希望する再商品化事業者の登録に関して、弁護士と消費者代表からなる外部監査人の立ち会いのもとで判定会議を開催し、登録事業者を決定した。
- ⑤ 事務局の役職員が遵守すべき諸規程（秘密情報管理規程、個人情報保護規程等）に関する「定期内部監査（書面）」を 4 月に実施、また令和 7 年度は概ね 3 年に 1 回程度の頻度で実施する「臨時内部監査」を実施し、素材ごとの事業部の“再生処理事業者に対する現地検査の進め方”について検証し、必要な改善策を実行することとした。また、これらについては当協会の監事に報告している。
- ⑥ 内規でハラスメント行為に関する相談窓口と公益通報窓口を外部弁護士と規定しており、これに関して事務局内に定期的に周知している。

(2) コンプライアンスの徹底

内部監査の内容と精度を一層高め、その結果に基づき、職員の法令遵守を目的とした定期的な情報セキュリティポリシー研修や協会規程習熟度確認試験等を実施して組織倫理を周知徹底した。また、外部講師を招いて、各種のハラスメント研修や育児介護休業法セミナーを開催し、積極的な意見交換を通じて意識の向上に努めた。

10. 事務局における人材育成、DXの推進、生産性向上の促進

(1) 事務局の人材育成と能力向上

近年の容器包装リサイクルを取り巻く環境変化等に伴い、当協会が対応すべき業務の内容、量、範囲が拡大している。それらに適切に対応していくため、役職員の能力の向上と知識、ノウハウの習得を図るべく、各種研修やセミナー、勉強会等を実施した。全役職員を対象とした研修については年間5回開催、階層ごとに必要な役割認識やスキルを体系的に習得させ、組織全体の活性化を図るための階層別の研修については年度内に職員9名が受講した。また、事務局内各部の方針や職員研修内規に基づく自己研鑽のための研修や資格取得については3名が受講した。

(2) DXによる業務の生産性向上

当協会の業務の生産性向上を目的とし、令和7年度はPETボトル事業部の再商品化事業者の登録申請書類を電子化し、これまで、紙と郵送で行っていた申請を基幹システムの活用により電子データで行えるようにした。また、生成AIを導入し業務のDX化を進め、文書作成や情報整理等の効率化を図った。

Ⅲ 会議開催状況

1. 第1回定時理事会・定時評議員会

(1) 第1回定時理事会

○日 時：令和7年6月6日（金）10時30分～12時00分

○場 所：協会大会議室 及び オンライン

○出席者：理事20名中15名出席、監事2名出席

○議 事：

オンライン出席者の本人確認と意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

<審議事項>

① 令和6年度事業報告（案）について

② 令和6年度財務諸表（案）について

③ 監事による「会計及び業務に係る監査報告」について

①については栗原常務理事から資料に基づいて、令和6年度事業報告（案）（令和6年度の再商品化の量・金額の実績を含む）の概要について説明した。

また、②については高松理事・事務局長から決算資料に基づいて説明を行い、引き続き、志村監事から「当協会の事業報告書及び財務諸表について監査を行った結果、適正に処理されている」旨の報告があり、出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、①、②いずれも異議なく承認された。

④ 評議員会への提案事項について

(イ) 評議員の選任（案）について

栗原常務理事から資料に基づき、任期途中における以下の評議員の選任（案）について選任したき旨を候補者毎に出席者に諮ったところ、各候補者が出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、定時評議員会に提案することとなった。

就 任	退 任
武田 淳	土橋 芳和
光信 博雄	猪俣 恵美
森本 真治	那須 俊一
鈴木 誠	小山田 一矢
—	川村 和彦

(ロ) 任期満了に伴う理事（第9期）の選任（案）について

栗原常務理事から資料に基づき、任期満了に伴う理事の選任（案）に関して、以下の理事（第9期）候補者について選任したき旨を候補者毎に出席者に諮ったところ、各候補者が出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、定時評議員会に提案することとなった。

なお、第9期理事の任期は6月23日開催の令和7年度定時評議員会終結後より令和9年6月開催の定時評議員会終結時までとなる。

石塚 久継	西山 純生	栗原 博	高松 和夫
前川 恵士	長塚 真行	吉田 雅治	佐々木 和弘
浅野 正彦	荒井 恒一	大久保 信隆	小川 龍太
小松 郁夫	佐藤 克彦	清水 浩	田中 希幸
土本 一郎	野中 秀広	原田 隆行	山田 重紀

⑤ 「就業規則」の一部変更（案）について

高松理事・事務局長から資料に基づき、令和7年10月1日から施行される「育児・介護休業法」の改正内容のうち、「育児期の柔軟な働き方を実現するための措置」に対応すべく、職員に意見聴取をした結果、希望者多数を占めた「始業時刻等の変更（時差出勤）」を導入したいこと、また、導入するための就業規則の変更内容について説明し、出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認された。

⑥ 役員賠償責任保険への加入について

高松理事・事務局長から見積書を含めた資料に基づき、明治安田損害保険株式会社との間で締結する保険契約の内容について説明し、出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認された。

⑦ 令和7年度定時評議員会及び第1回臨時理事会の開催日程と議事等（案）について

高松理事・事務局長から資料に基づき、開催日程と議事等（案）について説明し、出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認された。

<報告事項>

① 普及啓発・リスク管理に係る令和6年度報告（令和7年度落札結果を含む）等について

長塚理事・企画広報部長から資料に基づき、令和7年度再商品化事業落札結果、容器包装リサイクルに係る主な普及啓発活動、令和6年度リスク管理、再商品化義務不履行事業者（ただ乗り事業者）への対応について報告した。

併せて12月の令和6年度第2回定時理事会以降、直近までにおける自らの職務執行報告があった。

② 令和6年度素材別再商品化実績等について

ガラスびん及び紙製容器包装については雨宮理事から、PETボトルについては吉田理事から、プラスチック製容器包装については前川理事から、それぞれの素材ごとに資料に基づき、令和6年度の再商品化の実績（市町村からの引取数量、再商品化製品販売量等）について報告した。

併せて各理事から12月の令和6年度第2回定時理事会以降、直近までにおける自らの職務執行報告があった。

③ 令和6年度発火トラブル報告及び令和7年度対応（プラスチック）について

前川理事・プラスチック容器事業部長から資料に基づき、プラスチック製容器包装再生処理事業者におけるリチウムイオン電池等の充電式電池等が原因と思われる発煙・発火トラブルの令和6年度件数等と令和7年度の活動予定につ

いて報告した。

④ 業務執行理事の職務執行報告

金子理事長の12月の令和6年度第2回定時理事会以降、直近までにおける職務執行内容については、西山専務理事が代行報告し、続けて西山専務理事、栗原常務理事、高松理事・事務局長から、それぞれ自らの職務執行報告があった。

(2) 定時評議員会

○日 時：令和7年6月23日（月）13時00分～14時00分

○場 所：AP虎ノ門 会議室A 及び オンライン

○出席者：評議員49名中35名出席、監事2名出席

○議 事：

オンライン出席者の本人確認と意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

<審議事項>

① 評議員の選任（案）について

栗原常務理事から資料に基づき、任期途中における以下の評議員の選任（案）について選任したき旨を候補者毎に諮ったところ、各候補者が出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

就 任	退 任
武田 淳	土橋 芳和
光信 博雄	猪俣 恵美
森本 真治	那須 俊一
鈴木 誠	小山田 一矢
秋元 京子	川村 和彦

② 任期満了に伴う理事（第9期）の選任（案）について

栗原常務理事から資料に基づき、任期満了に伴う理事の選任に関して、以下の理事（第9期）候補者について選任したき旨を候補者毎に出席者諮ったところ、各候補者が出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

なお、第9期理事の任期は本定時評議員会終結後より令和9年6月開催の定時評議員会終結時までとなる。

石塚 久継	西山 純生	栗原 博	高松 和夫
前川 恵士	長塚 真行	吉田 雅治	佐々木 和弘
浅野 正彦	荒井 恒一	大久保 信隆	小川 龍太
小松 郁夫	佐藤 克彦	清水 浩	田中 希幸
土本 一郎	野中 秀広	原田 隆行	山田 重紀

③ 「就業規則」の一部変更（案）について

高松理事・事務局長から資料に基づき、令和7年10月1日から施行される「育児・介護休業法」の改正内容のうち、「育児期の柔軟な働き方を実現する

ための措置」に対応すべく、職員に意見聴取をした結果、希望者多数を占めた「始業時刻等の変更（時差出勤）」を導入したいこと、また、導入するための就業規則の変更内容について説明し、出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

<報告事項>

① 令和6年度事業報告について

② 令和6年度財務諸表について

6月6日開催の当協会令和7年度第1回定時理事会で承認された①「令和6年度事業報告」及び②「令和6年度財務諸表」について、一括して報告した。

①については先ず、西山専務理事より令和6年度の再商品化の量・金額の実績についてフロー図を用いて説明し、次に栗原常務理事より、令和6年度事業報告（案）の概要について説明した。

また、②については高松理事・事務局長から決算資料に基づいて説明を行った。

③ 普及啓発・リスク管理に係る令和6年度報告（令和7年度落札結果を含む）等について

長塚理事から資料に基づき、令和7年度再商品化事業落札結果、容器包装リサイクルに係る主な普及啓発活動、令和6年度リスク管理、再商品化義務不履行事業者（ただ乗り事業者）への対応について報告した。

④ 令和6年度素材別再商品化実績等について

ガラスびん及び紙製容器包装については雨宮理事から、PETボトルについては吉田理事から、プラスチック製容器包装については前川理事から、それぞれの素材ごとに資料に基づき、令和6年度の再商品化の実績（市町村からの引取数量、再商品化製品販売量等）について報告した。

⑤ 令和6年度発火トラブル報告及び令和7年度対応（プラスチック）について

前川理事・プラスチック容器事業部長から資料に基づき、プラスチック製容器包装再生処理事業者におけるリチウムイオン電池等の充電式電池等が原因と思われる発煙・発火トラブルの令和6年度件数等と令和7年度の活動予定について報告した。

⑥ 役員賠償責任保険への加入について

高松理事・事務局長から見積書を含めた資料に基づき、明治安田損害保険株式会社との間で締結する保険契約の内容について報告した。

2. 第1回臨時理事会、第2回臨時理事会

(1) 第1回臨時理事会

○日 時：令和7年6月23日（月）16時00分～16時15分

○場 所：協会大会議室 及び オンライン

○出席者：理事20名中16名出席、監事2名出席

○議 事：

オンライン出席者の本人確認と意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。当協会の定款第42条に基づいて定めている「理事会運営規程」の第7条では、任期満了に伴う理事全員の改選直後の理事会における議長は、事務局長が務めると規定されている。高松理事・事務局長の進行で、令和7年度第1回臨時理事会を開会した。

<審議事項>

① 代表理事理事長の選任（案）について

栗原理事から理事長候補者に関して、次の説明があった。

当協会では、容器包装リサイクル法で規定された再商品化義務の対象である4素材のリサイクル推進協議会（または促進協議会）から、1期2年ごとに理事長候補を推薦いただく（ガラスびん→PETボトル→プラスチック→紙の順）ルールとしており、金子前理事長の後任の理事長は、ガラスびん3R促進協議会から推薦のあった、石塚硝子株式会社 代表取締役社長執行役員の石塚 久継氏とする案が提示された。

同案につき、選任したき旨を出席者に諮ったところ、石塚氏が理事全員の賛成により、異議なく理事長に選任された。

石塚氏が新理事長に選任されたことを受けて、これ以降の議長を、高松理事・事務局長から石塚理事長に交代し、理事長の挨拶の後、以下のとおり議事が進められた。

② 代表理事専務及び代表理事常務の選任（案）について

高松理事・事務局長から代表理事専務及び代表理事常務の候補者に関して説明し、選任したき旨を出席者に諮ったところ、西山 純生氏が専務理事に、栗原 博氏が常務理事に（いずれも再任）、理事全員の賛成により、各々異議なく選任された。

③ 代表理事以外の業務執行理事の選任（案）について

栗原常務理事から代表理事以外の業務執行理事候補者の選任（案）について説明し、選任したき旨を出席者に諮ったところ、高松 和夫氏、前川 恵士氏、長塚 真行氏、吉田 雅治氏（以上4名再任）、佐々木 和弘氏（新任）の5名が理事全員の賛成により、異議なく選任された。

(2) 第2回臨時理事会

○日 時：令和7年10月20日（月）14時00分～14時40分

○場 所：協会大会議室 及び オンライン

○出席者：理事20名中18名出席、監事2名

○議 事：

オンライン出席者の本人確認と意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

<審議事項>

- ① 令和8年度 再商品化実施委託単価（案）、令和8年度 市町村経費単価（案）及び令和7年度 抛出委託単価（案）について
長塚理事・企画広報部長から令和8年度再商品化実施委託単価（案）及び令和7年度 抛出委託単価（案）について、また、高松理事・事務局長から令和8年度 市町村経費単価（案）について資料に基づき説明した後、出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により異議なく承認された。

<報告事項>

- ① 令和7年度協会上期事業活動報告（PETボトル下期落札結果含む）について
長塚理事から資料に基づき、（i）令和7年度下期PETボトル落札結果、（ii）令和7年度引取・再商品化製品販売状況、（iii）リスク管理の状況、（iv）再商品化義務不履行事業者（ただ乗り事業者）への対応につき報告があった。
- ② 第2回 定時理事会 及び 臨時評議員会の開催について
高松理事・事務局長から資料に基づき、12月の理事会、評議員会の開催スケジュール等について報告があった。

3. 第2回定時理事会・臨時評議員会

（1）第2回定時理事会

- 日 時：令和7年12月1日（月）13時25分～14時35分
- 場 所：協会大会議室 及び オンライン
- 出席者：理事20名中17名出席、監事2名出席
- 議 事：

オンライン出席者の本人確認と意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

<審議事項>

- ① 評議員会への提案事項
（ア）令和8年度事業計画（案）について
資料に基づき、先ず、西山専務理事より令和8年度の再商品化の量・金額の計画・予算（案）についてフロー図を用いて説明し、次に栗原常務理事より、令和8年度事業計画（案）の概要について説明した。

（イ）令和8年度収支予算（案）について
高松理事・事務局長から資料に基づき、令和8年度収支予算（案）に関して説明した。
その後、事業計画（案）と収支予算（案）の両議案について、出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により異議なく承認され、臨時評議員会に提案することとなった。

(ウ) 理事の選任（案）について

栗原常務理事から資料に基づき次のとおり説明し、選任したき旨を諮ったところ、出席理事全員の賛成により異議なく承認され、臨時評議員会に提案することとなった。

就 任	退 任
棚橋 広幸	佐藤 克彦

② 令和7年度「臨時評議員会」の開催日程及び議事等（案）について

高松理事・事務局長から資料に基づき説明し、出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により異議なく承認された。

<報告事項>

① 令和7年度の素材別再商品化実績等について

ガラスびん及び紙製容器包装については佐々木理事から、PETボトルについては吉田理事から、プラスチック製容器包装については前川理事から、それぞれの素材ごとに資料に基づき、令和7年度の再商品化の実績（市町村からの引取数量、再商品化製品販売量等）について報告があった。併せて各理事から6月の第1回定時理事会以降、直近までにおける自らの職務執行報告があった。

② 再商品化事業を取り巻く環境について

長塚理事から資料に基づき、令和8年度向け再生処理事業者登録に係る判定結果、プラスチックに係る入札制度の見直し、ただ乗り対策の展開、環境省のリチウムイオン電池発煙・発火事故対策通知（上期）、トピックス:設立30周年誌の作成について報告があった。併せて6月の第1回定時理事会以降、直近までにおける自らの職務執行報告があった。

なお、再商品化義務不履行事業者（ただ乗り事業者）への対応に関連し、次のような意見、質疑応答がなされた。

【田中理事 ガラスびん3R促進協議会 理事・事務局長】

ただ乗り対策に関して、主務省庁の管轄団体で、積極的にアプローチをして来なかった団体に対してアプローチをすることについては、意欲的な取り組みだと理解し、評価したいと思う。ただし、当協会は指定法人ではあるが、法律の違反を正す権限は無いので、これを契機として主務省庁にも管轄事業者に対して積極的にアプローチ、関与していただき、ただ乗り対策を進めていただきたい。

【長塚理事・企画広報部長】

そのように努めて参りたい。

③ 業務執行理事の職務執行報告

先ず議長である石塚理事長から報告があり、次に西山専務理事、栗原常務理事、高松理事・事務局長から、それぞれ6月の第1回定時理事会以降、直近までにおける自らの職務執行報告があった。

(2) 臨時評議員会

○日 時：令和7年12月11日（木）13時30分～14時45分

○場 所：AP虎ノ門 会議室A 及び オンライン

○出席者：評議員50名中34名出席、監事2名出席

○議 事：

オンライン出席者の本人確認と意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

<審議事項>

① 令和8年度事業計画（案）について

資料に基づき、先ず、西山専務理事より令和8年度の再商品化の量・金額の計画・予算（案）についてフロー図を用いて説明し、次に栗原常務理事より、令和8年度事業計画（案）の概要について説明し、出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

② 令和8年度収支予算（案）について

高松理事・事務局長から資料に基づき、令和8年度収支予算（案）に関して説明し、出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により承認された。

③ 理事の選任（案）について

栗原常務理事から資料に基づき、次のとおり説明し、選任したき旨を諮ったところ、出席評議員全員の賛成により異議なく承認された。

就 任	退 任
棚橋 広幸	佐藤 克彦

<報告事項>

① 令和8年度 再商品化実施委託単価、令和8年度 市町村経費単価及び令和7年度 抛出委託単価について

令和8年度 再商品化実施委託単価及び令和7年度 抛出委託単価については長塚理事から、令和8年度 市町村経費単価については高松理事・事務局長から、資料に基づき報告があった。

② 令和7年度の素材別再商品化実績等について

ガラスびん及び紙製容器包装については佐々木理事から、PETボトルについては吉田理事から、プラスチック製容器包装については前川理事から、それぞれの素材ごとに資料に基づき、令和7年度の再商品化の実績（市町村からの引取数量、再商品化製品販売量等）について報告があった。

③ 再商品化事業を取り巻く環境について

長塚理事から資料に基づき、令和8年度向け再生処理事業者登録に係る判定結果、上期リスク管理の状況、再商品化義務不履行事業者（ただ乗り事業者）への対応、プラスチックに係る入札制度の見直し、トピックス：設立30周年誌の作成について報告があった。

4. 監事会

(1) 第1回監事会

- 日 時：令和7年5月23日（金）16時00分～17時30分
- 場 所：当協会大会議室
- 出席者：10名（監事2名、協会関係者等8名）
- 議 事：
 - ①令和6年度事業報告（案）について
 - ②令和6年度決算報告（案）について
 - ③令和6年度普及啓発・リスク管理（令和7年度落札結果含む）等について
 - ④監査法人からの報告について
 - ⑤内部監査結果について
 - ⑥役員賠償責任保険への加入について

(2) 第2回監事会

- 日 時：令和7年11月21日（金）16時00分～17時30分
- 場 所：当協会大会議室
- 出席者：11名（監事2名、協会関係者等9名）
- 議 事：
 - ①令和8年度の事業計画案について
 - ②令和8年度の収支予算案について
 - ③再商品化事業を取り巻く環境について
 - ④当年度の監査計画説明及び次年度の監査法人の選任について

5. 常設委員会

委員会設置規則に基づき、次の各委員会を構成し、各々下記の活動を行った。

（注）各委員会委員の氏名は、後述の項目（IV 組織「3. 常設委員会委員」）に記載。
任期は令和6年4月1日～令和8年3月31日まで。

(1) 総務企画委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 7年6月4日(水) 15時～16時30分	オンライン及 び大会議室 10名	① 令和6年度事業報告（案）について ② 令和6年度財務諸表（案）について ③ 「就業規則」の一部変更（案）について ④ 役員賠償責任保険への加入について <報告事項> ① 普及啓発・リスク管理に係る令和6年度報告（令和7年度落札結果含む）等について ② 令和6年度発火トラブル報告及び令和7年度対応（プラスチック）について ③ 令和7年度第1回定時理事会、定時評議員会及び第1回臨時理事会の開催について

第2回 7年10月16日 (木) 15時30分～17時	オンライン及び 大会議室 10名	① 令和8年度再商品化実施委託単価(案)、令和8年度市町村経費単価(案)及び令和7年度抛出委託単価(案)について ② 令和8年度事業計画(案)について ③ 令和8年度収支予算(案)について <報告事項> ① 令和7年度協会上期事業活動報告(PETボトル下期落札結果含む)について ② 第1回臨時理事会、第2回定時理事会及び臨時評議員会の開催について
--------------------------------------	------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) ガラスびん事業委員会

回数・日時	場所・ 出席者数	議 事
第1回 7年5月29日(木) 10時30分～12時	オンライン及び 大会議室 15名	① 令和6年度ガラスびん事業部業務報告について ② 令和6年度事業報告書(案)について ③ 令和6年度収支決算(案)について ④ 令和7年度ガラスびん事業部活動計画(案)について
第2回 7年10月9日(木) 13時～14時30分	オンライン及び 大会議室 14名	① 令和8年度再商品化実施委託単価(案)について ② 令和7年度抛出委託単価(案)について ③ 令和8年度事業計画(案)について ④ 令和8年度ガラスびん事業部収支予算書(案)について ⑤ 令和7年度ガラスびん事業部上期活動報告

(3) PETボトル事業委員会

回数・日時	場所・ 出席者数	議 事
第1回 7年5月28日(水) 13時～15時	オンライン及び 大会議室 14名	① 令和6年度PETボトル事業部業務報告について ② 令和6年度事業報告(案)について ③ 令和6年度収支決算(案)について ④ 令和7年度PETボトル事業部活動計画(案)について
第2回 7年10月10日 (金) 10時～12時	オンライン及び 大会議室 16名	① 令和8年度再商品化実施委託単価(案)について ② 令和7年度抛出委託単価(案)について ③ 令和8年度事業計画(案)について ④ 令和8年度PETボトル事業部収支予算書(案)について ⑤ 令和7年度PETボトル事業部上期活動報告

(4) 紙容器事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 7年5月30日(金) 10時30分～12時	オンライン及び 大会議室 12名	① 令和6年度紙容器事業部業務報告について ② 令和6年度事業報告(案)について ③ 令和6年度収支決算(案)について ④ 令和7年度紙容器事業部活動計画(案)について
第2回 7年10月10日 (金) 13時～14時30分	オンライン及び 大会議室 11名	① 令和8年度再商品化実施委託単価(案)について ② 令和7年度抛出委託単価(案)について ③ 令和8年度事業計画(案)について ④ 令和8年度紙容器事業部収支予算書(案)について ⑤ 令和7年度紙容器事業部上期活動報告

(5) プラスチック容器事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 7年5月28日(水) 10時～12時	オンライン及び 大会議室 15名	① 令和6年度プラスチック容器事業部業務報告について ② 令和6年度事業報告(案)について ③ 令和6年度収支決算(案)について ④ 令和7年度プラスチック容器事業部活動計画(案)について
第2回 7年10月15日 (水) 15時～17時	オンライン及び 大会議室 17名	① 令和8年度再商品化実施委託単価(案)及び令和8年度市町村経費単価(案)について ② 令和7年度抛出委託単価(案)について ③ 令和8年度事業計画(案)について ④ 令和8年度プラスチック容器事業部収支予算書(案)について ⑤ 令和7年度プラスチック容器事業部上期活動報告

6. 再商品化見通し等報告会

各事業委員会及び総務企画委員会の委員全員を対象とした「報告会」。

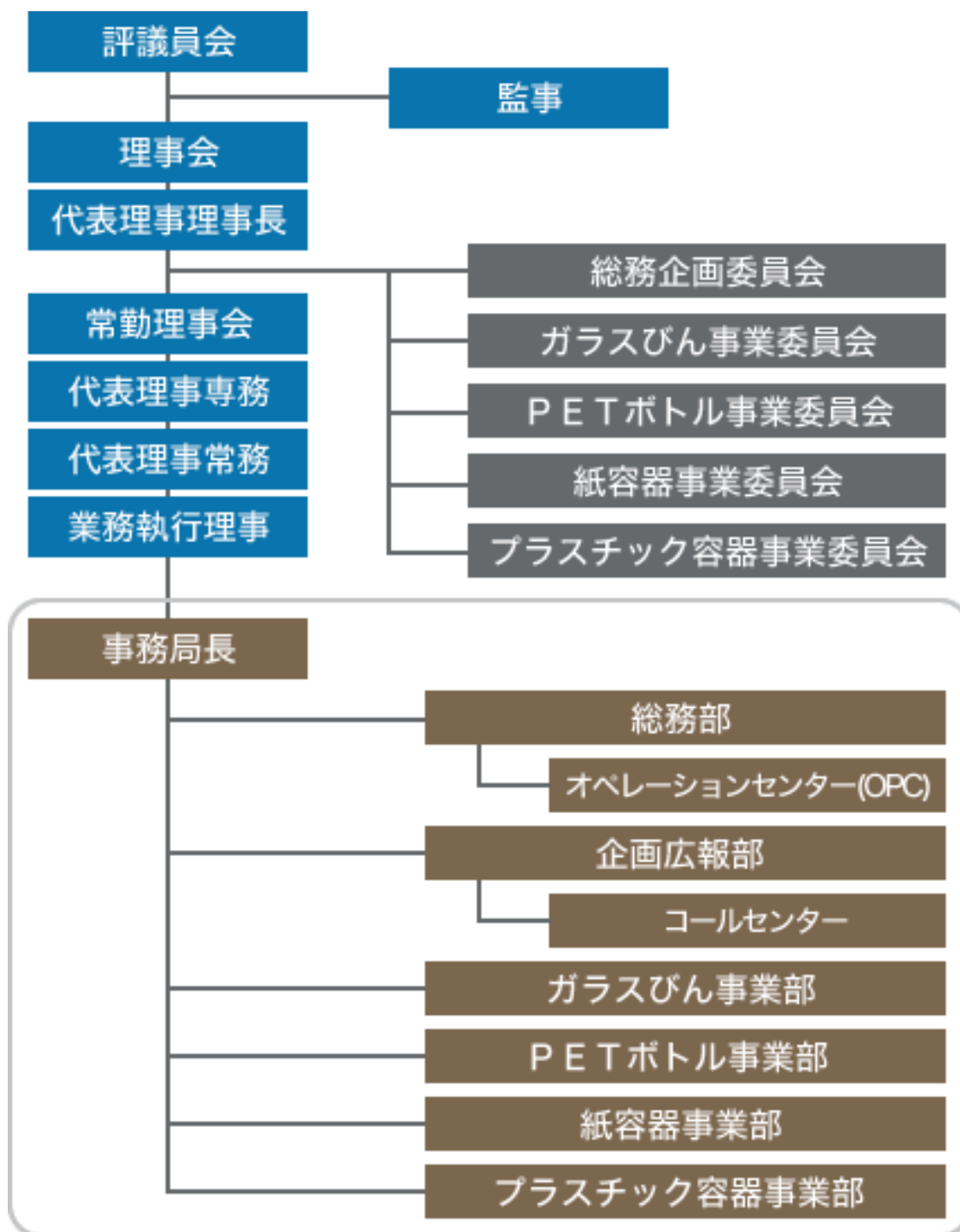
日時	場所・出席者数	議 事
8年3月3日(火) 13時30分～15時	AP虎ノ門 会議室C+D 及びオンライン 50名	① 令和7年度再商品化実績見通し（総括）について ② 令和7年度収支見通しについて ③ 令和8年度再商品化事業の落札結果について ④ 任期満了に伴う事業委員会・総務企画委員会 委員長、委員の委嘱について

7. その他諸会議等

会 議 名	日 時	場所・出席者数
危機管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度リスク対応年間まとめ及び令和7年度リスク対応目標設定 ： 7年 5月12日（月） 14時～16時 ・ 第1四半期フォロー ： 7年 7月22日（火） 13時～14時 ・ 第2四半期フォロー ： 7年 10月20日（月） 16時～17時 ・ 第3四半期フォロー ： 8年 1月26日（月） 14時～15時 	各回とも 大会議室 8名

IV 組織（令和8年3月31日現在）

1. 組織図



<事務局> 37名（OPC、派遣職員を除く）

2. 役員（理事・監事）・評議員及び会計監査人

(1) 役員（第9期理事・第4期監事）

（敬称略・順不同）

役 職	氏 名	所 属 団 体 名 等	左記所属団体等での役職等
代表理事理事長 業務執行理事	石塚 久継	石塚硝子株式会社	代表取締役 社長執行役員
代表理事専務 業務執行理事	西山 純生	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	
代表理事常務 業務執行理事	栗原 博	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	
業務執行理事	高松 和夫	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	事務局長・総務部長
業務執行理事	前川 恵士	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	プラスチック容器事業部長
業務執行理事	長塚 真行	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	企画広報担当
業務執行理事	吉田 雅治	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	P E T ボトル事業部長
業務執行理事	佐々木 和弘	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	ガラスびん事業部長兼 紙容器事業部長
理事	浅野 正彦	P E T ボトル協議会	事務局長
理事	大久保 信隆	公益財団法人古紙再生促進センター	副理事長
理事	小川 龍太	紙製容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
理事	小松 郁夫	P E T ボトルリサイクル推進協議会	専務理事
理事	清水 浩	日本プラスチック工業連盟	専務理事
理事	田中 希幸	ガラスびん 3 R 促進協議会	理事・事務局長
理事	土本 一郎	一般社団法人プラスチック循環利用協会	専務理事
理事	棚橋 広幸	公益社団法人食品容器環境美化協会	事務局長
理事	野中 秀広	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
理事	原田 隆行	日本製紙連合会	常務理事
理事	山田 重紀	日本ガラスびん協会	専務理事
監事	志村 晃司	公認会計士（志村公認会計士事務所）	
監事	古田 茂	弁護士（本間合同法律事務所）	

理事 19 名、監事 2 名

※₁ 第 9 期理事の任期：令和 7 年度定時評議員会（6 月 23 日）終結後

～令和 9 年 6 月開催の定時評議員会終結時

※₂ 第 4 期監事の任期：令和 4 年度定時評議員会（6 月 28 日）終結後

～令和 8 年 6 月開催の定時評議員会終結時

(2) 第4期評議員

(敬称略・順不同)

氏名	所属団体名等	役職等
秋元 京子	一般社団法人 日本果汁協会	専務理事
足立 夏子	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット	事務局長
阿部 勲	一般社団法人日本パン工業会	専務理事
新井 智男	日本洋酒酒造組合	専務理事
飯島 由紀	一般社団法人日本印刷産業連合会	常務理事
井岡 智子	一般財団法人消費科学センター	理事
石川 雅紀	叡啓大学	副学長・学部長・特任教授
岩鍛冶 淳	日本製薬団体連合会	調査役
岩濱 洋海	日本マーガリン工業会	専務理事
大隅 和昭	一般社団法人日本惣菜協会	常務理事
大角 亨	一般財団法人食品産業センター	専務理事
大塚 直	早稲田大学大学院 法務研究科	教授
大山 誠一郎	一般社団法人全日本コーヒー協会	専務理事
岡南 啓司	日本蒸留酒酒造組合	専務理事
小野里 俊哉	ビール酒造組合	専務理事
片桐 薫	一般社団法人日本植物油協会	専務理事
桂川 孝裕	全国市長会	環境対策特別委員会副委員長
金澤 貞幸	公益社団法人全国都市清掃会議	専務理事
川上 景一	一般財団法人家電製品協会	専務理事
川崎 順司	一般社団法人日本冷凍食品協会	常務理事
木村 ひとみ	全日本自治団体労働組合	副中央執行委員長
清原 隆生	日本歯磨工業会	専務理事
古賀 明	日本酒造組合中央会	常務理事
小平 忠久	全国卸売酒販組合中央会	専務理事
小林 治彦	東京商工会議所	常務理事
小松崎 眞	全国食酢協会中央会	専務理事
近藤 麻子	日本生活協同組合連合会	組織推進本部長 本部長
斉藤 崇	杏林大学 総合政策学部	教授
坂本 修	一般社団法人日本フードサービス協会	専務理事
佐々木 淳	全国商工会連合会	事務局長
佐藤 哲哉	全国中小企業団体中央会	専務理事
佐藤 昌弘	製粉協会	常務理事
佐南谷 英龍	公益財団法人食品等持続的供給推進機構	専務理事・事務局長
鈴木 誠	全国農業協同組合連合会	施設農住部次長
関口 明	一般社団法人日本経済団体連合会	環境委員会廃棄物・リサイクル部会長
高岡 弘光	日本石鹼洗剤工業会	専務理事
武田 淳	公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会	専務理事

田中 要範	全国漁業協同組合連合会	漁政部長
鶴見 和良	全日本菓子協会	専務理事
中井 義兼	一般社団法人日本即席食品工業協会	事務局長
西阪 義晴	一般社団法人日本百貨店協会	専務理事
原 孝治	日本スूप協会	専務理事
般若 攝也	日本醤油協会	専務理事
牧野 剛	日本チェーンストア協会	専務理事
光信 博雄	一般社団法人日本貿易会	サステナビリティグループ長
宮崎 淑夫	一般社団法人日本乳業協会	専務理事
森本 真治	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
山本 順二	日本化粧品工業会	専務執行理事
吉田 竹志	全国菓子工業組合連合会	専務理事

評議員 49名

※ 第4期評議員の任期：令和4年度定時評議員会（6月28日）終結後

～令和8年6月開催の定時評議員会終結時

(3) 会計監査人 有限責任監査法人トーマツ

3. 常設委員会委員

(1) 総務企画委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	大下 英和	日本商工会議所	産業政策第二部長
委員	小山 博敬	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	黒澤 和之	PET ボトルリサイクル推進協議会	会長
委員	津垣 修一	コカ・コーラ協会	専務理事
委員	野口 晴彦	紙製容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	藤原 正明	サントリーホールディングス株式会社	サステナビリティ経営推進本部 本部長
委員	牧野 剛	日本チェーンストア協会	専務理事
委員	光信 博雄	一般社団法人日本貿易会	広報グループ長 兼サステナビ リティグループ長
委員	森本 真治	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
委員	山内 毅	石塚硝子株式会社	執行役員 環境部長
委員	栗原 博	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	代表理事常務

(2) ガラスびん事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	山内 毅	石塚硝子株式会社	執行役員 環境部長
委員	大槻 達也	宝ホールディングス株式会社	サステナビリティ推進室
委員	岡部 太郎	サントリーホールディングス株式会社	
委員	田中 希幸	ガラスびん3R促進協議会	理事・事務局長
委員	堤 健	日本耐酸壘工業株式会社	代表取締役社長
委員	中澤 友彦	一般社団法人全国清涼飲料連合会	企画部長
委員	永田 武	日本酒造組合中央会	理事
委員	野口 信吾	東洋ガラス株式会社	取締役執行役員
委員	槇林 靖典	大塚製薬株式会社	総務部 環境推進室 室長
委員	宮地 佳子	日本化粧品工業会	常務執行理事
委員	山崎 修	一般財団法人食品産業センター	企画・渉外部 次長
委員	山田 重紀	日本ガラスびん協会	専務理事
委員	山村 昇	日本山村硝子株式会社	代表取締役 社長執行役員
委員	吉川 創祐	キリンホールディングス株式会社	CSV戦略部 主査
委員	渡邊 隼人	コカ・コーラ協会	幹事
委員	佐々木 和弘	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ガラスびん事業部長

(3) PETボトル事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	黒澤 和之	PETボトルリサイクル推進協議会	会長
委員	浅野 正彦	PETボトル協議会	事務局長
委員	井出 大悟	アサヒ飲料株式会社	未来創造本部 CSV 戦略部 r-PET 推進プロデューサー
委員	岡部 太郎	サントリーホールディングス株式会社	
委員	香西 陽一郎	キッコーマン株式会社	環境部長
委員	河原 幸朗	株式会社吉野工業所	環境室 参事
委員	小松 郁夫	PETボトルリサイクル推進協議会	専務理事
委員	阪口 健二	宝ホールディングス株式会社	サステナビリティ推進室 専門課長
委員	高橋 浩二	三井化学株式会社	PTA・PET 事業部 PET グループ
委員	津垣 修一	コカ・コーラ協会	専務理事
委員	塚本 聡	北海製罐株式会社	事業統括部

委員	庭田 禎久	大塚製薬株式会社	総務部環境推進室課長
委員	福永 祐司	コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社	QSE&サプライチェーンエクセレンス 統括部 SCM PMO&戦略グループ統括 部 リサイクルトランスフォーメー ション部長
委員	森 明夫	日本醤油協会	理事
委員	森本 真治	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
委員	吉川 創祐	キリンホールディングス株式会社	C S V戦略部 主査
委員	山田 久	東洋製罐株式会社	品質保証機能 品質保証部 標準課 課長
委員	吉田 雅治	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・P E T ボトル事業部 長

(4) 紙容器事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	野口 晴彦	紙製容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	伊藤 忍	一般社団法人日本乳業協会	常務理事
委員	川崎 順司	一般社団法人日本冷凍食品協会	常務理事
委員	小川 龍太	紙製容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
委員	相馬 和仁	日本製紙連合会	原材料部 調査役
委員	高橋 亜子	一般社団法人日本百貨店協会	政策グループ主幹
委員	土屋 直和	日本製薬団体連合会	調査役
委員	戸田 清志	一般社団法人日本印刷産業連合会	環境安全部 部長
委員	中澤 友彦	一般社団法人全国清涼飲料連合会	企画部長
委員	永田 武	日本酒造組合中央会	理事
委員	野口 義明	日本角底製袋工業組合	専務理事
委員	原田 英明	全日本菓子協会	常務理事
委員	増田 充男	日本チェーンストア協会	執行理事
委員	山崎 修	一般財団法人食品産業センター	企画・渉外部 次長
委員	山崎 康成	全日本紙器段ボール箱工業組合連合会	理事
委員	佐々木 和弘	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事 紙容器事業部長

(5) プラスチック容器事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	小山 博敬	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	有吉 哲夫	株式会社吉野工業所	環境室リーダー
委員	萩原 基樹	味の素株式会社	マニファクチャリング戦略部 基盤マネジメントグループ長
委員	片桐 薫	一般社団法人日本植物油協会	専務理事
委員	佐藤 弘樹	東洋製罐株式会社	品質保証機能 品質保証部長
委員	清水 浩	日本プラスチック工業連盟	専務理事
委員	島津 智明	花王株式会社	経営財務部門 危機管理・RC 推進 部 マネジャー
委員	田中 賢一	一般財団法人食品産業センター	企画・渉外部 次長
委員	土本 一郎	一般社団法人プラスチック循環利用協会	専務理事
委員	戸田 清志	一般社団法人日本印刷産業連合会	環境安全部 部長
委員	中井 義兼	一般社団法人日本即席食品工業協会	事務局長
委員	中村 好伸	日本ポリオレフィンフィルム工業組合	専務理事
委員	野中 秀広	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
委員	橋本 信善	一般社団法人日本プラスチック食品容器工業 会	専務理事
委員	原田 英明	全日本菓子協会	常務理事
委員	増田 充男	日本チェーンストア協会	執行理事
委員	町田 秀信	日本豆腐協会	専務理事
委員	森本 真治	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
委員	前川 恵士	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ プラスチック容器事業部長

V 事業報告の附属明細書

事業報告の附属明細書

令和7年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書は「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、作成しない。

令和8年6月
公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況

①対象市町村総数、保管施設数 ※基準日：【契約ベース】各年度4月1日現在（PETボトルと全体は10月1日現在）、【実績】各年度終了時（3月末）

	年度	全 体		ガラスびん		PETボトル		紙製容器包装		プラスチック製容器包装 及び分別収集物（*）	
		契約ベース	実績	契約ベース	実績	契約ベース	実績	契約ベース	実績	契約ベース	実績
対象市町村数	令和7年度	1,592	1,591	1,384	1,381	920	919	138	138	1,138	1,135
	令和6年度	1,590	1,590	1,362	1,360	1,019	1,019	141	141	1,128	1,128
保管施設数	令和7年度	1,668	1,664	960	955	643	641	105	105	828	826
	令和6年度	1,676	1,674	953	951	725	724	107	107	826	826

（*）令和5年度から分別収集物の引き取りを開始。

（*）プラスチック資源循環法第33条を除く。

②契約量、引取実績量、引取達成率 ※基準日：【契約量】各年度4月1日現在（PETボトルと4素材合計は10月1日現在）、【引取実績量】各年度終了時（3月末）

	年度	ガラスびん				PET ボトル	紙製 容器包装	プラスチック製容器包装及び分別収集物														4素材合計
		無色 ①	茶色 ②	その他 の色 ③	計 ①+②+③			プラスチック製容器包装（容り法） ①						分別収集物（プラスチック資源循環法） ②						白色トレイ ③	計 ①+②+③	
								材料	油化	高炉還元	コークス炉	ガス化	小計	材料	油化	高炉還元	コークス炉	ガス化	小計			
契約量(トン) A	令和7年度	98,836	101,542	129,332	329,710	169,151	13,377	384,744	0	15,510	72,405	122	472,780	119,531	0	510	8,991	58,440	187,471	306	660,557	1,172,795
	令和6年度	100,054	102,280	133,821	336,155	184,902	14,069	387,353	0	14,276	130,744	34,724	567,096	46,406	0	1,744	40,876	26,368	115,395	323	682,814	1,135,146
引取実績量(トン) B	令和7年度	87,571	90,391	118,936	296,899	165,957	12,443	366,500	0	14,699	69,024	109	450,331	112,661	0	448	7,928	54,944	175,981	271	626,583	1,101,881
	令和6年度	91,260	93,849	122,761	307,869	186,321	13,179	370,693	0	13,397	123,201	33,714	541,005	43,028	0	1,861	38,283	22,449	105,621	289	646,915	1,154,283
対前年引取実績比(B7年度/B6年度)		96.0%	96.3%	96.9%	96.4%	89.1%	94.4%	98.9%	—	109.7%	56.0%	0.3%	83.2%	261.8%	—	24.1%	20.7%	—	166.6%	93.8%	96.9%	95.5%
引取達成率 B/A	令和7年度	88.6%	89.0%	92.0%	90.0%	98.1%	93.0%	95.3%	—	94.8%	95.3%	89.3%	95.3%	94.3%	—	87.8%	88.2%	94.0%	93.9%	88.6%	94.9%	94.0%
	令和6年度	91.2%	91.8%	91.7%	91.6%	100.8%	93.7%	95.7%	—	93.8%	94.2%	97.1%	95.4%	92.7%	—	106.7%	93.7%	85.1%	91.5%	89.5%	94.7%	101.7%

（*）プラスチック資源循環法第33条を除く。

③再商品化製品利用状況（基準日：各年度終了時（3月末））

(1)ガラスびん

年度 (利用事業者数)	ガラスびん製造用		その他の用途 (舗装用骨材、タイル・ブ ロック・ガラス繊維等)		計	
	トン	%	トン	%	トン	%
令和7年度(42社)	199,149	71.9	77,969	28.1	277,118	100.0
令和6年度(42社)	209,272	71.0	85,334	29.0	294,606	100.0

(2)PETボトル

年度 (利用事業者数)	繊維 (ユニフォーム・カーペット等)		シート (卵パック、プリスターパック等)		ボトル (飲料ボトル等)		成形品 (文房具、収集ボックス等)		その他 (結束バンド等)		計	
	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%
令和7年度(62社)	16,414	12.1	41,958	30.9	76,443	56.3	971	0.7	0	0.0	135,786	100.0
令和6年度(59社)	17,476	10.8	30,581	19.0	112,752	69.9	534	0.3	0	0.0	161,334	100.0

(3)紙製容器包装

年度 (利用事業者数)	製紙原料		製紙原料以外の材料 (家畜用敷料)		固形燃料		計	
	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%
令和7年度(12社)	11,390	91.5	153	1.2	906	7.3	12,450	100.0
令和6年度(14社)	11,935	92.4	140	1.1	843	6.5	12,918	100.0

(4)プラスチック製容器包装及び分別収集物

年度 (利用事業者数)	プラスチック製容器包装（容り法）①											分別収集物（プラスチック資源循環法）②								白色トレイ ③		計 ①+②+③						
	材料		油化		高炉還元		コークス炉		ガス化		小計		材料		油化		高炉還元		コークス炉		ガス化		小計		トン	%		
	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%				
令和7年度(147社)	178,435	49.5	0	0.0	11,930	3.3	66,509	18.4	3,894	1.1	260,768	72.3	52,854	14.6	0	0.0	394	0.1	7,307	2.0	39,233	10.9	99,788	27.7	253	0.1	360,808	100.0
令和6年度(158社)	178,319	43.6	0	0.0	10,394	2.5	119,620	29.2	30,445	7.4	338,778	82.8	21,041	5.1	0	0.0	1,418	0.3	34,965	8.5	12,563	3.1	69,988	17.1	276	0.1	409,042	100.0

（*）プラスチック資源循環法第33条を除く。

（※）上記表「②契約量、引取実績量、引取達成率」、「③再商品化製品利用状況」において、内訳と合計値がトン以下の端数処理をしている関係から一致しない場合があります。

令和8年度再商品化の実施に向けて行った各種業務(令和7年度)

別紙2

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

年度	令和7年												令和8年									
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月									
国		5/23 等容器包装利用・製造 等実態調査票発送 (農水:5/23 経産:5/28・30)		6/30 (6/28) 締切	7/ケ 再商品化計画に係るア ンケート調査(農水省・経 産省)	8/28 (8/29) 意向調査の発送	9/19 (9/26) 係再商品化義務量算定 比率確定	10/10 (10/11) 保管施設指定意向調 査の締切	10/27~11/26 (10/18~11/17) パブリックコメント期 間(約1か月)				係再 商品化 義務量 算定に 関する 量・比 率告示									
指定法人業務	9/28 (9/28) プラスチック容器事業委員会	5/29 (5/28) PETボトル事業委員会 5/28 (5/29) プラスチック容器事業委員会	6/4 (6/5) 紙容器事業委員会 6/8 (6/10) 総務企画委員会	6/23 (6/26) 臨時理事会 臨時評議員会		令和7年度実施委託単 位 令和8年度実施委託単 位 令和7年度再商品化実 施委託単位の委託書 提出	10/9 (10/16) ガラスびん事業委員会 10/10 (10/11) PETボトル事業委員会 10/15 (10/10) プラスチック容器事業委員会 10/16 (10/18) 総務企画委員会 10/20 (10/21) 臨時理事会		12/1 (12/2) 理事会 12/11 (12/12) 臨時評議員会 12/11 (12/12) 事業計画の届出			3/3 (3/4) 再商品化見直し等報告 会 3/9 (3/10) 令和8年度再商品化実 施委託書の提出	令和8年度 事業計画の届出可									
協会ホームページ	4/7 (4/8) 令和7年度再商品化結果 掲載	5/14 (5/10) 令和7年度再商品化結果 掲載	5/16 (5/17) 令和7年度再商品化結果 掲載	6/3 (6/5) 令和7年度再商品化結果 掲載	8/20 (8/21) 令和7年度再商品化結果 掲載	9/1 (8/30) 令和7年度再商品化結果 掲載	9/2 (8/21) 令和7年度再商品化結果 掲載	9/8 (9/9) 令和7年度再商品化結果 掲載	9/12 (9/9) 令和7年度再商品化結果 掲載	9/22 (9/20) 令和7年度再商品化結果 掲載	11/4 (11/1) 委託単位の算定係数(暫定値)公表 11/6 (11/11) 令和8年度再商品化実 施委託書の提出	11/6 (11/11) 令和8年度再商品化実 施委託書の提出	12/8 (12/9) 特定事業者からのオン ラインによる申込 12/22 (12/16) 事業計画書、予算書掲 載	2/13 (2/14) オンラインによる申込 締切	3/2 (3/3) 令和8年度再商品化実 施委託書の提出	3/9 (3/10) 令和8年度再商品化実 施委託書の提出						
商工会議所・商工会					9/19-10/2~6月末 (9/20-9/24~11/8) ※説明会(Zoom)後 YouTubeにて録画配信 商工会 研修会	10/1~10/31 (10/1~10/31) ※YouTubeによる 録画配信 商工会議所 研修会		11/7 (11/12) 特定事業者向け 説明会開催	12/8 (12/9) 窓口業務開始	問い合わせ 対応業務	2/4 (1/29) 特定事業者向け 説明会開催	2/13 (2/14) 申込締切	契約締結期間	代約締結 力								
特定事業者関係						10/31 (11/1) 未申込事業者へ の未発送アンケート がき発送	11/7 (11/12) 官報掲載内容 の再確認	11/7 (11/12) 官報掲載内容 の再確認	12/8 (12/9) 申込書発送	12/8 (12/9) 官報掲載内容 の再確認	2/13 (2/14) 申込締切		契約締結									
市町村関係		6/20 (6/21) 調引き 調査票の 発送	7/1 (7/1) 調引き 調査票の 発送	7/22~8/5 (7/10~7/31) 電話・FAXによる 督促	8/7 (8/5) 最終 締め切り	8/18 (8/19) 調査票 集計結果 発表	9/19 (9/10) 市町村 担当者 説明会	10/21 (10/22-23) 送付 書類確定 発送	10/30-31 (11/1~8) 市 町村担 当者説 明会	11/12 (11/15) 申込 締切(郵 送・必 着)	12/5 (12/6) 申分別 基準適 合物の 引き渡 し	2/27 (2/28) 決再 商品化 通事業 告知	3/13 (3/14) 資市 町村担 当者向 送り	3/23 (3/21) 市特 町村事 業担 負分 担契約 書発 送								
再商品化事業者関係	5/23 (5/24) 令和7年度再商品化実 施委託書の提出	6/20 (6/21) 令和7年度再商品化実 施委託書の提出	7/1 (7/1) 登録開始 及び官報 掲載	7/8-9 (7/8-9) 再生処理事業者登録 のための 説明会 ※水・火・紙・PET ・プラスチック製 容器包装 9日水・PET ・プラスチック製 容器包装 8日火・紙製 容器包装 7日水・PET ・プラスチック製 容器包装	7/31 (7/31) 期末の取り 扱いに関する 通知	8/27 (8/27) 落札結果 通知(REIN)	9/1 (9/2) PETボ トル令 和7年 度再 商品 化実 施委 託書 の掲 載	9/30 (9/30) 下期再 商品化 実施 契約 締結	10/1 (10/1) 下期再 商品化 業務 開始	10/6 (10/7) 登録書 類判定 会議	11/4 (10/31) 判定 会議	11/6 (11/11) 代表者 宛てに 結果 連絡	12/1 (12/2) 入札 説明 会書 類の 掲載	12/16-17 (12/16-18) 入札 説明 会 ※水・火・紙・PET ・プラスチック製 容器包装 17日水・PET ・プラスチック製 容器包装	12/19 (12/20) 優先 落札 可能 量の 通知 /落 札可 能量 /	PET:1/13 3素材:12/19 入札 条件 リス ト	プラ:1/14 3素材:1/30 開札 式 (プラ:1/14) (3素材:2/4)	2/25 (2/26) 最終 判定 会 議 選定 終了 期 末 の 取 扱 い に 関 す る 通 知	2/27 (2/28) 事 業 者 説 明 会 案 内 通 知	3/2 (3/3) 説 明 会 書 類 の 掲 載	3/5/6 (3/6-7) 再 商 品 化 事 業 者 説 明 会 の み 5日水・PET ・プラスチック製 容器包装 6日火・紙製 容器包装	3/31 (3/31) 電 子 契 約 締 結

注) ()内は、昨年度のスケジュール

令和7年度
財務諸表

<参考>

令和7年度 収支計算書（正味財産増減計算ベース）

貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	15,371,106,985	17,293,502,093	△ 1,922,395,108
未収金	1,533,085,016	2,287,233,632	△ 754,148,616
未収収益	66,410	66,410	0
流動資産合計	16,904,258,411	19,580,802,135	△ 2,676,543,724
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産投資有価証券	118,245,600	118,245,600	0
基本財産引当預金	2,039,400	2,039,400	0
基本財産合計	120,285,000	120,285,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	208,940,280	192,200,280	16,740,000
特定資産合計	208,940,280	192,200,280	16,740,000
(3) その他固定資産			
什器備品	9,396,199	9,396,199	0
什器備品減価償却累計額	△ 9,396,193	△ 9,396,193	0
敷金	55,520,280	55,520,280	0
その他固定資産合計	55,520,286	55,520,286	0
固定資産合計	384,745,566	368,005,566	16,740,000
資産合計	17,289,003,977	19,948,807,701	△ 2,659,803,724
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払費用	27,207,665	26,756,190	451,475
未払金	4,878,418,811	4,682,989,523	195,429,288
預り金	11,991,602,331	14,864,013,694	△ 2,872,411,363
流動負債合計	16,897,228,807	19,573,759,407	△ 2,676,530,600
2. 固定負債			
退職給付引当金	208,940,280	192,200,280	16,740,000
固定負債合計	208,940,280	192,200,280	16,740,000
負債合計	17,106,169,087	19,765,959,687	△ 2,659,790,600
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	120,285,000	120,285,000	0
指定正味財産合計	120,285,000	120,285,000	0
(うち基本財産への充当額)	(120,285,000)	(120,285,000)	0
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	62,549,890	62,563,014	△ 13,124
正味財産合計	182,834,890	182,848,014	△ 13,124
負債及び正味財産合計	17,289,003,977	19,948,807,701	△ 2,659,803,724

正味財産増減計算書

自 令和7年4月 1日
至 令和8年3月31日

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	240,000	240,000	0
基本財産受取利息	240,000	240,000	0
② 事業収益	66,583,332,017	64,680,019,485	1,903,312,532
再商品化受託料収益(特定事業者)	52,600,154,677	49,294,840,911	3,305,313,766
うち精算対象(当年度分)	51,707,340,565	48,292,891,515	3,414,449,050
うち精算対象外(過年度分)	892,814,112	1,001,949,396	△ 109,135,284
再商品化受託料収益(市町村)	2,214,375,590	1,701,894,326	512,481,264
うち容リ分	787,103,782	770,582,668	16,521,114
うち製品プラ等分	1,427,271,808	931,311,658	495,960,150
再商品化委託料収益(有償入札分)	11,768,801,750	13,683,284,248	△ 1,914,482,498
③ 雑収益	150,034,849	8,219,318	141,815,531
消費税還付、受取利息等	150,034,849	8,219,318	141,815,531
経常収益計	66,733,606,866	64,688,478,803	2,045,128,063
(2) 経常費用			
① 事業費			
再商品化委託事業	66,425,772,820	64,353,262,166	2,072,510,654
再商品化委託料(容リ分)	47,228,844,277	46,255,117,606	973,726,671
プラスチック再商品化委託料(認定計画分)	3,549,602,194	2,174,693,413	1,374,908,781
プラスチック再商品化委託料(製品プラ等分)	1,281,206,024	843,114,958	438,091,066
役員報酬	64,481,090	64,084,056	397,034
給与手当	138,803,100	135,421,732	3,381,368
設備等調査費	600,163,715	540,745,910	59,417,805
旅費交通費	15,190,715	17,066,259	△ 1,875,544
コンピュータ処理料	434,064,763	426,133,885	7,930,878
再商品化業務システム改善費	33,268,400	23,111,000	10,157,400
商工会議所等委託費・研修費	72,228,342	98,239,933	△ 26,011,591
コンサルタント費	19,580,000	19,580,000	0
申込書等印刷費・通信費	43,231,454	45,823,081	△ 2,591,627
賃借料	51,750,745	51,750,745	0
租税公課	1,170,517,400	1,438,692,200	△ 268,174,800
前年度未収金償却費	15,855,035	31,705,184	△ 15,850,149
市町村合理化拠出	254,439,600	277,054,755	△ 22,615,155
市町村有償拠出	11,447,682,699	11,907,333,824	△ 459,651,125
その他雑費等	4,863,267	3,593,625	1,269,642
普及及び啓発	19,974,673	25,682,777	△ 5,708,104
業務内容に関する説明会等の開催	18,582,436	23,857,382	△ 5,274,946
パンフレット等の作成及び配布	1,392,237	1,825,395	△ 433,158
情報の収集及び提供	34,166,893	57,048,789	△ 22,881,896
会報の発行等	34,166,893	57,048,789	△ 22,881,896
交流及び協力	1,116,709	2,762,033	△ 1,645,324
国内外関係機関との交流及び協力	1,116,709	2,762,033	△ 1,645,324
事業費計	66,481,031,095	64,438,755,765	2,042,275,330

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
②管理費			
役員報酬	33,153,077	33,123,044	30,033
給与手当	89,109,639	86,030,563	3,079,076
福利厚生費	42,207,283	42,857,866	△ 650,583
退職給付費用	26,960,000	26,320,000	640,000
旅費交通費	145,164	125,761	19,403
会議費	686,070	667,590	18,480
消耗品費	472,797	609,467	△ 136,670
印刷製本費	3,092,347	3,031,630	60,717
通信運搬費	3,484,763	3,387,716	97,047
租税公課	11,300	5,780	5,520
光熱水費	1,548,556	1,528,057	20,499
賃借料	28,931,137	29,987,769	△ 1,056,632
渉外費	277,095	196,160	80,935
保険料	1,231,500	1,214,050	17,450
委託費	9,583,864	9,369,048	214,816
会費	862,530	869,048	△ 6,518
図書購入費	864,485	906,719	△ 42,234
倉庫保管料	2,478,322	2,431,396	46,926
その他雑費等	7,488,966	7,074,550	414,416
管理費計	252,588,895	249,736,214	2,852,681
経常費用計	66,733,619,990	64,688,491,979	2,045,128,011
当期経常増減額	△ 13,124	△ 13,176	52
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 13,124	△ 13,176	52
一般正味財産期首残高	62,563,014	62,576,190	△ 13,176
一般正味財産期末残高	62,549,890	62,563,014	△ 13,124
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	120,285,000	120,285,000	0
指定正味財産期末残高	120,285,000	120,285,000	0
III 正味財産期末残高	182,834,890	182,848,014	△ 13,124

正味財産増減計算書内訳表

自 令和7年4月 1日
至 令和8年3月31日

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計		法人会計	内部取引消去	合 計
	再商品化委託事業	小計			
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 基本財産運用益	240,000	240,000	0	0	240,000
基本財産受取利息	240,000	240,000	0	0	240,000
② 事業収益	66,330,743,122	66,330,743,122	252,588,895	0	66,583,332,017
再商品化受託料収益(特定事業者)	52,347,565,782	52,347,565,782	252,588,895	0	52,600,154,677
うち精算対象(当年度分)	51,454,751,670	51,454,751,670	252,588,895	0	51,707,340,565
うち精算対象外(過年度分)	892,814,112	892,814,112	0	0	892,814,112
再商品化受託料収益(市町村)	2,214,375,590	2,214,375,590	0	0	2,214,375,590
うち容り分	787,103,782	787,103,782	0	0	787,103,782
うち製品プラ等分	1,427,271,808	1,427,271,808	0	0	1,427,271,808
再商品化委託収益(有償入札分)	11,768,801,750	11,768,801,750	0	0	11,768,801,750
③ 雑収益	150,034,849	150,034,849	0	0	150,034,849
受取利息・精算金帰属等	150,034,849	150,034,849	0	0	150,034,849
経常収益計	66,481,017,971	66,481,017,971	252,588,895	0	66,733,606,866
(2) 経常費用					
① 事業費					
再商品化委託事業	66,425,772,820	66,425,772,820		0	66,425,772,820
再商品化委託料(容り分)	47,228,844,277	47,228,844,277		0	47,228,844,277
プラスチック再商品化委託料(認定計画分)	3,549,602,194	3,549,602,194		0	3,549,602,194
プラスチック再商品化委託料(製品プラ等分)	1,281,206,024	1,281,206,024		0	1,281,206,024
役員報酬	64,481,090	64,481,090		0	64,481,090
給与手当	138,803,100	138,803,100		0	138,803,100
設備等調査費	600,163,715	600,163,715		0	600,163,715
旅費交通費	15,190,715	15,190,715		0	15,190,715
コンピュータ処理料	434,064,763	434,064,763		0	434,064,763
再商品化業務システム改善費	33,268,400	33,268,400		0	33,268,400
商工会議所等委託費・研修費	72,228,342	72,228,342		0	72,228,342
コンサルタント費	19,580,000	19,580,000		0	19,580,000
申込書等印刷費・通信費	43,231,454	43,231,454		0	43,231,454
賃借料	51,750,745	51,750,745		0	51,750,745
租税公課	1,170,517,400	1,170,517,400		0	1,170,517,400
前年度未収金償却費	15,855,035	15,855,035		0	15,855,035
市町村合理化拠出	254,439,600	254,439,600		0	254,439,600
市町村有償拠出	11,447,682,699	11,447,682,699		0	11,447,682,699
その他雑費等	4,863,267	4,863,267		0	4,863,267
普及及び啓発	19,974,673	19,974,673		0	19,974,673
業務内容に関する説明会の開催	18,582,436	18,582,436		0	18,582,436
パンフレット等の作成及び配布	1,392,237	1,392,237		0	1,392,237
情報の収集及び提供	34,166,893	34,166,893		0	34,166,893
会報の発行等	34,166,893	34,166,893		0	34,166,893
交流及び協力	1,116,709	1,116,709		0	1,116,709
国内外関係機関との交流及び協力	1,116,709	1,116,709		0	1,116,709
事業費計	66,481,031,095	66,481,031,095		0	66,481,031,095

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計		法人会計	内部取引消去	合 計
	再商品化委託事業	小計			
②管理費					
役員報酬			33,153,077	0	33,153,077
給与手当			89,109,639	0	89,109,639
福利厚生費			42,207,283	0	42,207,283
退職給付費用			26,960,000	0	26,960,000
旅費交通費			145,164	0	145,164
会議費			686,070	0	686,070
消耗品費			472,797	0	472,797
印刷製本費			3,092,347	0	3,092,347
通信運搬費			3,484,763	0	3,484,763
租税公課			11,300	0	11,300
光熱水費			1,548,556	0	1,548,556
賃借料			28,931,137	0	28,931,137
渉外費			277,095	0	277,095
保険料			1,231,500	0	1,231,500
委託費			9,583,864	0	9,583,864
会費			862,530	0	862,530
図書購入費			864,485	0	864,485
倉庫保管料			2,478,322	0	2,478,322
その他雑費等			7,488,966	0	7,488,966
管理費計			252,588,895	0	252,588,895
経常費用計	66,481,031,095	66,481,031,095	252,588,895	0	66,733,619,990
当期経常増減額	△ 13,124	△ 13,124	0	0	△ 13,124
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 13,124	△ 13,124	0	0	△ 13,124
一般正味財産期首残高	62,563,014	62,563,014	0	0	62,563,014
一般正味財産期末残高	62,549,890	62,549,890	0	0	62,549,890
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	120,285,000	120,285,000	0	0	120,285,000
指定正味財産期末残高	120,285,000	120,285,000	0	0	120,285,000
III 正味財産期末残高	182,834,890	182,834,890	0	0	182,834,890

キャッシュ・フロー計算書

自 令和7年4月 1日
至 令和8年3月31日

(事業活動によるキャッシュ・フロー)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
1. 事業活動収入			
①基本財産運用収入			
基本財産利息収入	240,000	240,000	0
②事業収入			
再商品化受託料収入(特定事業者)	49,709,063,977	52,340,875,199	△ 2,631,811,222
再商品化受託料収入(市町村)	2,159,595,655	1,497,503,457	662,092,198
再商品化委託収入(有償入札分)	12,596,590,971	13,091,936,144	△ 495,345,173
環境省プラスチック資源循環促進法課題 検討業務受託収入	0	88,893,200	△ 88,893,200
③雑収入			
受取利息等	146,414,508	3,613,034	142,801,474
④その他事業活動収入			
その他収入	1,732,915,121	1,483,821,375	249,093,746
事業活動収入計	66,344,820,232	68,506,882,409	△ 2,162,062,177
2. 事業活動支出			
①事業費支出			
再商品化委託事業支出			
再商品化委託料支出	51,845,191,842	48,973,438,804	2,871,753,038
役員報酬支出	64,324,815	64,552,225	△ 227,410
職員給与支出	138,057,865	135,306,726	2,751,139
設備等調査費支出	586,334,672	527,248,956	59,085,716
旅費交通費支出	15,354,975	16,845,419	△ 1,490,444
コンピュータ処理料支出	427,468,448	420,559,866	6,908,582
再商品化業務システム改善費支出	28,802,400	35,673,000	△ 6,870,600
商工会議所等委託費・研修費支出	72,228,342	98,239,933	△ 26,011,591
コンサルタント費支出	19,690,000	20,680,000	△ 990,000
申込書等印刷費・通信費支出	43,622,084	45,628,777	△ 2,006,693
賃借料支出	51,750,745	52,093,945	△ 343,200
租税公課支出	1,192,056,600	1,447,450,100	△ 255,393,500
プラスチック資源循環促進法課題 検討業務委託費支出	0	20,713,000	△ 20,713,000
市町村合理化拠出金支出	254,439,600	277,054,755	△ 22,615,155
市町村有償拠出金支出	11,447,682,699	11,907,333,824	△ 459,651,125
その他雑費等	4,994,917	3,131,209	1,863,708
普及及び啓発			
業務内容に関する説明会の開催支出	18,585,096	23,854,327	△ 5,269,231
パンフレット等の作成及び配布支出	1,392,237	1,825,395	△ 433,158
情報の収集及び提供			
会報の発行等支出	57,473,033	33,453,962	24,019,071
交流及び協力			
国内外関係機関との交流及び協力支出	1,116,709	2,745,813	△ 1,629,104
②管理費支出			
役員報酬支出	33,469,827	32,964,275	505,552
職員給与支出	87,947,954	86,165,118	1,782,836
福利厚生費支出	42,113,238	44,287,415	△ 2,174,177
退職給付支出	10,220,000	51,357	10,168,643

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
旅費交通費支出	162,264	460,901	△ 298,637
会議費支出	686,070	667,590	18,480
消耗品費支出	454,581	704,021	△ 249,440
印刷製本費支出	3,092,347	3,028,770	63,577
通信運搬費支出	3,457,663	3,387,716	69,947
租税公課支出	11,300	5,780	5,520
光熱水料費支出	1,548,556	1,528,057	20,499
賃借料支出	28,931,137	29,987,769	△ 1,056,632
渉外費支出	277,095	196,160	80,935
保険料支出	1,231,500	1,214,050	17,450
委託費支出	9,590,501	10,467,516	△ 877,015
会費支出	862,530	869,048	△ 6,518
図書購入費支出	860,712	908,219	△ 47,507
倉庫保管料支出	2,478,322	2,431,396	46,926
その他雑費等	7,466,966	7,805,390	△ 338,424
③その他事業活動支出			
その他支出	1,745,045,698	1,658,200,295	86,845,403
事業活動支出計	68,250,475,340	65,993,160,879	2,257,314,461
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,905,655,108	2,513,721,530	△ 4,419,376,638

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

科 目	当年度	前年度	増減
1. 投資活動収入			
①特定資産取崩収入			
退職給付引当資産取崩収入	10,220,000	0	10,220,000
投資活動収入計	10,220,000	0	10,220,000
2. 投資活動支出			
①特定資産取得支出			
退職給付引当資産取得支出	26,960,000	26,320,000	640,000
投資活動支出計	26,960,000	26,320,000	640,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 16,740,000	△ 26,320,000	9,580,000

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

科 目	当年度	前年度	増減
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0

(その他)

科 目	当年度	前年度	増減
現金及び現金同等物の増減額	△ 1,922,395,108	2,487,401,530	△ 4,409,796,638
現金及び現金同等物の期首残高	17,293,502,093	14,806,100,563	2,487,401,530
現金及び現金同等物の期末残高	15,371,106,985	17,293,502,093	△ 1,922,395,108

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券は移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
什器備品の減価償却は定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
退職給付引当金は役職員の退職給付に備えるため、当期末要支給額に基づき計上しています。
- (4) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
資金の範囲には、現金預金及び現金同等物を含めています。
- (5) 消費税等の会計処理
税込経理方式によっております。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次の通りであります。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産投資有価証券	118,245,600	0	0	118,245,600
基本財産引当預金	2,039,400	0	0	2,039,400
小計	120,285,000	0	0	120,285,000
特定資産				
退職給付引当資産	192,200,280	26,960,000	10,220,000	208,940,280
小計	192,200,280	26,960,000	10,220,000	208,940,280
合計	312,485,280	26,960,000	10,220,000	329,225,280

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次の通りであります。

(単位：円)

科 目	当期末残高	〔うち指定正味財産からの充当額〕	〔うち一般正味財産からの充当額〕	〔うち負債に対応する額〕
基本財産				
基本財産投資有価証券	118,245,600	(118,245,600)	—	—
基本財産引当預金	2,039,400	(2,039,400)	—	—
小計	120,285,000	(120,285,000)	—	—
特定資産				
退職給付引当資産	208,940,280	—	—	(208,940,280)
小計	208,940,280	—	—	(208,940,280)
合計	329,225,280	(120,285,000)	—	(208,940,280)

4. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次の通りであります。

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時価	評価損益
国債			
長期国債	118,245,600	107,808,000	△ 10,437,600
合 計	118,245,600	107,808,000	△ 10,437,600

5. 引当金の明細

引当金の明細は、次の通りであります。

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	192,200,280	26,960,000	10,220,000	0	208,940,280

6. 退職給付関係の注記

①採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として退職一時金制度を設けています。

②退職給付債務及びその内訳

退職給付債務 208,940,280 円

退職給付引当金 208,940,280 円

③退職給付費用に関する事項

退職給付費用 26,960,000 円

勤務費用 26,960,000 円

④退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末退職要支給額を基礎として計算しています。

7. キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引

(1) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている金額との関係は次の通りであります。

(単位：円)

前期末		当期末	
現金預金勘定	17,293,502,093	現金預金勘定	15,371,106,985
現金及び現金同等物	17,293,502,093	現金及び現金同等物	15,371,106,985

(2) 重要な非資金取引は、ありません。

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、財務諸表の注記に記載しておりますので、記載を省略しております。

2. 引当金の明細

引当金の明細については、財務諸表の注記に記載しておりますので、記載を省略しております。

財産目録

令和8年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金預金	手元保管	運転資金として	85,389
	現金預金	普通預金三井住友銀行他	特定事業者への精算金原資	15,371,021,596
	未収金	特定事業者に対する未収額(当年度)	再商品化委託事業(リサイクル)	217,179,297
	未収金	特定事業者に対する未収額(過年度)	再商品化委託事業(リサイクル)	116,573,177
	未収金	市町村に対する未収額	再商品化委託事業(リサイクル)	509,896,732
	未収金	再商品化事業者に対する未収額(有償分)	市町村への有償抛出金原資	689,435,810
	未収収益	国債の経過利息	指定正味財産である基本財産有価証券の運用収益の未収計上分	66,410
流動資産合計				16,904,258,411
(固定資産)				
基本財産	基本財産投資有価証券	第367回利付国債	公益目的保有財産であり、運用益は公益目的事業に使用する	118,245,600
	基本財産引当預金	普通預金三井住友銀行	公益目的保有財産であり、運用益は公益目的事業に使用する	2,039,400
特定資産	退職給付引当資産	普通預金三井住友銀行	公益目的事業及び法人会計に属する役職員29名に対する退職金の支払いに備えたもの	208,940,280
その他	什器備品	耐火金庫、応接セット等	公益目的事業及び法人会計の共用財産である	6
固定資産	敷金	東京都港区虎ノ門1-14-1 805㎡	事務所賃貸に関する敷金であり、公益目的事業及び法人会計の共用財産である	55,520,280
固定資産合計				384,745,566
資産合計				17,289,003,977
(流動負債)				
	未払費用	役職員に対するもの	役職員の賞与の支払いに対するもの	27,207,665
	未払金	再商品化事業者に対する未払額	再商品化事業者に対する委託料の支払い	4,544,899,303
	未払金	諸経費の未払額	外部委託先等への諸経費の支払い	333,519,508
	預り金	特定事業者に対する預り額	ガラスびん無色・実施委託料精算金	120,168,489
	預り金	特定事業者に対する預り額	ガラスびん茶色・実施委託料精算金	208,436,183
	預り金	特定事業者に対する預り額	ガラスびんその他・実施委託料精算金	606,731,553
	預り金	特定事業者に対する預り額	PETボトル・実施委託料精算金	223,050,192
	預り金	特定事業者に対する預り額	PETボトル・抛出委託料精算金	53,653,246
	預り金	特定事業者に対する預り額	紙・実施委託料精算金	164,943,190
	預り金	特定事業者に対する預り額	プラスチック・実施委託料精算金	10,196,980,547
	預り金	特定事業者に対する預り額	令和6年度以前再商品化受託料精算金未精算分	210,680,297
	預り金	特定事業者に対する預り額	過剰入金等の預り金	203,980,893
	預り金	源泉税等預り額	住民税、社会保険料等の支払いに対するもの	2,977,741
流動負債合計				16,897,228,807
(固定負債)	退職給付引当金	役職員に対するもの	公益目的事業及び法人会計に属する役職員29名に対する退職金の支払いに備えたもの	208,940,280
固定負債合計				208,940,280
負債合計				17,106,169,087
正味財産合計				182,834,890

令和7年度収支計算書(正味財産増減計算ベース)

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予算額(a)	決算額(b)	差異(a-b)	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	240,000	240,000	0	
基本財産受取利息	240,000	240,000	0	国債運用
② 事業収益	70,404,411,000	66,583,332,017	3,821,078,983	
再商品化受託料収益	56,119,796,000	52,345,715,527	3,774,080,473	
(特定事業者・実施委託料)				
再商品化受託料収益	302,241,000	254,439,150	47,801,850	拠出委託料はPETボトルのみ
(特定事業者・拠出委託料)				
再商品化受託料収益	821,744,000	787,103,782	34,640,218	市町村負担分の申込
(市町村・容リ分)				
再商品化受託料収益	1,928,982,000	1,427,271,808	501,710,192	市町村からの製品プラの申込
(市町村・製品プラ等分)				
再商品化委託収益	11,231,648,000	11,768,801,750	△ 537,153,750	PET・紙の有償入札収入
(有償入札分)				
③ 雑収益	0	150,034,849	△ 150,034,849	
消費税還付、受取利息等	0	150,034,849	△ 150,034,849	
経常収益計	70,404,651,000	66,733,606,866	3,671,044,134	
(2) 経常費用				
① 事業費				
再商品化委託事業	70,060,953,000	66,425,772,820	3,635,180,180	
(主な内訳)				
ガラスびん再商品化委託料	4,928,440,000	4,082,185,482	846,254,518	
PETボトル再商品化委託料	497,640,000	387,273,832	110,366,168	逆有償分
紙再商品化委託料	89,320,000	61,770,123	27,549,877	逆有償分
プラスチック再商品化委託料(容リ分)	44,596,352,000	42,697,614,840	1,898,737,160	
プラスチック再商品化委託料(認定分)	4,262,360,000	3,549,602,194	712,757,806	
プラスチック再商品化委託料(製品プラ分)	1,847,123,000	1,281,206,024	565,916,976	
役員報酬	64,562,000	64,481,090	80,910	通勤手当含む
給与手当	147,460,000	138,803,100	8,656,900	通勤手当含む
設備等調査費	649,000,000	600,163,715	48,836,285	
旅費交通費	25,850,000	15,190,715	10,659,285	
コンピュータ処理料	458,700,000	434,064,763	24,635,237	
再商品化業務システム改善費	53,902,000	33,268,400	20,633,600	
商工会議所等委託費・研修費	99,495,000	72,228,342	27,266,658	
申込書等印刷費・通信費	42,900,000	43,231,454	△ 331,454	
賃借料	52,668,000	51,750,745	917,255	
租税公課	1,340,700,000	1,170,517,400	170,182,600	
前年度未収金償却費	0	15,855,035	△ 15,855,035	
市町村拠出支出(合理化拠出金)	302,241,000	254,439,600	47,801,400	
市町村拠出支出(有償入札拠出金)	10,553,840,000	11,447,682,699	△ 893,842,699	
普及及び啓発	34,100,000	19,974,673	14,125,327	
業務内容に関する説明会等の開催	19,800,000	18,582,436	1,217,564	会議費、旅費、広告掲載費
パンフレット等の作成及び配布	14,300,000	1,392,237	12,907,763	リチウムイオン電池対応
情報の収集及び提供	40,704,000	34,166,893	6,537,107	
会報の発行等	40,704,000	34,166,893	6,537,107	会報発行、HP運用 環境関連イベント
交流及び協力	5,720,000	1,116,709	4,603,291	
国内外関係機関との交流及び協力	5,720,000	1,116,709	4,603,291	中国視察
事業費計	70,141,477,000	66,481,031,095	3,660,445,905	

(単位:円)

科 目	予算額(a)	決算額(b)	差異(a-b)	備 考
②管理費				
役員報酬	33,238,000	33,153,077	84,923	通勤手当含む
給与手当	91,740,000	89,109,639	2,630,361	通勤手当含む
福利厚生費	45,340,000	42,207,283	3,132,717	法定福利費他
退職給付費用	24,100,000	26,960,000	△ 2,860,000	
旅費交通費	264,000	145,164	118,836	
会議費	924,000	686,070	237,930	理事会・評議員会開催費
什器備品費	484,000	0	484,000	
減価償却費	100,000	0	100,000	
消耗品費	1,100,000	472,797	627,203	
修繕費	112,000	0	112,000	
印刷製本費	3,300,000	3,092,347	207,653	
通信運搬費	3,520,000	3,484,763	35,237	
租税公課	100,000	11,300	88,700	
光熱水費	1,980,000	1,548,556	431,444	
賃借料	29,832,000	28,931,137	900,863	
渉外費	440,000	277,095	162,905	
委託費	10,560,000	9,583,864	976,136	弁護士・公認会計士等の費用
保険料	1,300,000	1,231,500	68,500	役員賠償責任保険等
会費	1,540,000	862,530	677,470	研修費含む
図書購入費	1,540,000	864,485	675,515	
倉庫保管料	3,300,000	2,478,322	821,678	
その他雑費等	8,360,000	7,488,966	871,034	室内清掃、銀行振込手数料等
管理費計	263,174,000	252,588,895	10,585,105	
経常費用計	70,404,651,000	66,733,619,990	3,671,031,010	
当期経常増減額	0	△ 13,124	13,124	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替前当期一般	0	0	0	
正味財産増減額				
当期一般正味財産増減額	0	△ 13,124	13,124	
一般正味財産期首残高	62,576,000	62,563,014	12,986	
一般正味財産期末残高	62,576,000	62,549,890	26,110	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	120,285,000	120,285,000	0	
指定正味財産期末残高	120,285,000	120,285,000	0	
III 正味財産期末残高	182,861,000	182,834,890	26,110	

令和7年度収支計算書(正味財産増減計算ベース)

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予算額(a)	決算額(b)	差異(a-b)	うちガラス	うちPETボトル	うち紙	うちプラスチック	備 考
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
① 基本財産運用益	240,000	240,000	0	60,000	60,000	60,000	60,000	
基本財産受取利息	240,000	240,000	0	60,000	60,000	60,000	60,000	国債運用
② 事業収益	70,404,411,000	66,583,332,017	3,821,078,983	4,333,873,595	13,273,893,048	482,130,025	48,493,435,349	
再商品化受託料収益 (特定事業者・実施委託料)	56,119,796,000	52,345,715,527	3,774,080,473	3,939,325,805	1,363,275,176	364,953,203	46,678,161,343	
再商品化受託料収益 (特定事業者・抛出处委託料)	302,241,000	254,439,150	47,801,850	0	254,439,150	0	0	抛出处委託料はPETボトルのみ
再商品化受託料収益 (市町村・容り分)	821,744,000	787,103,782	34,640,218	394,547,790	1,660,115	2,893,679	388,002,198	市町村負担分の申込
再商品化受託料収益 (市町村・製品プラ等分)	1,928,982,000	1,427,271,808	501,710,192	0	0	0	1,427,271,808	市町村からの製品プラの申込
再商品化委託収益 (有償入札分)	11,231,648,000	11,768,801,750	△ 537,153,750	0	11,654,518,607	114,283,143	0	PET・紙の有償入札収入
③ 雑収益	0	150,034,849	△ 150,034,849	756,851	136,549,626	675,096	12,053,276	
消費税還付、受取利息等	0	150,034,849	△ 150,034,849	756,851	136,549,626	675,096	12,053,276	
経常収益計	70,404,651,000	66,733,606,866	3,671,044,134	4,334,690,446	13,410,502,674	482,865,121	48,505,548,625	
(2) 経常費用								
① 事業費								
再商品化委託事業 (主な内訳)	70,060,953,000	66,425,772,820	3,635,180,180	4,261,429,476	13,334,023,766	409,663,555	48,420,656,023	
ガラスびん再商品化委託料	4,928,440,000	4,082,185,482	846,254,518	4,082,185,482	0	0	0	
PETボトル再商品化委託料	497,640,000	387,273,832	110,366,168	0	387,273,832	0	0	逆有償分
紙再商品化委託料	89,320,000	61,770,123	27,549,877	0	0	61,770,123	0	逆有償分
プラスチック再商品化委託料(容り分)	44,596,352,000	42,697,614,840	1,898,737,160	0	0	0	42,697,614,840	
プラスチック再商品化委託料(認定計画分)	4,262,360,000	3,549,602,194	712,757,806	0	0	0	3,549,602,194	
プラスチック再商品化委託料(製品プラ分)	1,847,123,000	1,281,206,024	565,916,976	0	0	0	1,281,206,024	
役員報酬	64,562,000	64,481,090	80,910	13,360,546	18,917,588	13,360,545	18,842,411	通勤手当含む
給与手当	147,460,000	138,803,100	8,656,900	17,932,638	35,709,692	17,932,639	67,228,131	通勤手当含む
設備等調査費	649,000,000	600,163,715	48,836,285	27,451,083	53,329,046	25,448,434	493,935,152	
旅費交通費	25,850,000	15,190,715	10,659,285	3,262,856	5,216,505	2,080,006	4,631,348	
コンピュータ処理料	458,700,000	434,064,763	24,635,237	72,627,881	72,254,933	108,799,812	180,382,137	
再商品化業務システム改善費	53,902,000	33,268,400	20,633,600	6,392,364	6,082,824	7,692,432	13,100,780	
商工会議所等委託費・研修費	99,495,000	72,228,342	27,266,658	6,861,693	2,600,220	25,135,463	37,630,966	
申込書等印刷費・通信費	42,900,000	43,231,454	△ 331,454	6,085,387	3,324,852	12,649,666	21,171,549	
賃借料	52,668,000	51,750,745	917,255	12,937,686	12,937,686	12,937,686	12,937,687	
租税公課	1,340,700,000	1,170,517,400	170,182,600	4,993,477	1,130,442,797	13,492,657	21,588,469	
前年度未収金償却費	0	15,855,035	△ 15,855,035	1,578,402	73,496	307,203	13,895,934	
市町村抛出处(合理化抛出处)	302,241,000	254,439,600	47,801,400	0	254,439,600	0	0	
市町村抛出处(有償入札抛出处)	10,553,840,000	11,447,682,699	△ 893,842,699	0	11,345,420,203	102,262,496	0	
普及及び啓発	34,100,000	19,974,673	14,125,327	4,856,867	4,854,414	4,854,413	5,408,979	
業務内容に関する説明会等の開催	19,800,000	18,582,436	1,217,564	4,645,609	4,645,609	4,645,609	4,645,609	会議費、旅費、官報・広告掲載費
パンフレット等の作成及び配布	14,300,000	1,392,237	12,907,763	211,258	208,805	208,804	763,370	リチウムイオン電池混入防止対応
情報の収集及び提供	40,704,000	34,166,893	6,537,107	8,541,551	8,541,373	8,541,665	8,542,304	
会報の発行等	40,704,000	34,166,893	6,537,107	8,541,551	8,541,373	8,541,665	8,542,304	会報発行、HP運用、環境関連イベント
交流及び協力	5,720,000	1,116,709	4,603,291	102,461	2,493	37,756	973,999	
国内外関係機関との交流及び協力	5,720,000	1,116,709	4,603,291	102,461	2,493	37,756	973,999	中国視察
事業費計	70,141,477,000	66,481,031,095	3,660,445,905	4,274,930,355	13,347,422,046	423,097,389	48,435,581,305	

科 目	予算額(a)	決算額(b)	差異(a-b)	うちガラス	うちPETボトル	うち紙	うちプラスチック	備 考
②管理費								
役員報酬	33,238,000	33,153,077	84,923	7,981,633	8,599,082	7,981,633	8,590,729	通勤手当含む
給与手当	91,740,000	89,109,639	2,630,361	22,277,410	22,277,410	22,277,409	22,277,410	通勤手当含む
福利厚生費	45,340,000	42,207,283	3,132,717	7,926,126	10,587,287	7,926,126	15,767,744	法定福利費他
退職給付費用	24,100,000	26,960,000	△ 2,860,000	6,287,000	6,328,000	6,297,000	8,048,000	
旅費交通費	264,000	145,164	118,836	36,291	36,291	36,291	36,291	
会議費	924,000	686,070	237,930	171,517	171,517	171,518	171,518	理事会・評議員会開催費
什器備品費	484,000	0	484,000	0	0	0	0	
減価償却費	100,000	0	100,000	0	0	0	0	
消耗品費	1,100,000	472,797	627,203	118,199	118,200	118,199	118,199	
修繕費	112,000	0	112,000	0	0	0	0	
印刷製本費	3,300,000	3,092,347	207,653	773,087	773,087	773,086	773,087	
通信運搬費	3,520,000	3,484,763	35,237	871,191	871,190	871,191	871,191	
租税公課	100,000	11,300	88,700	2,825	2,825	2,825	2,825	
光熱水費	1,980,000	1,548,556	431,444	387,139	387,139	387,139	387,139	
賃借料	29,832,000	28,931,137	900,863	7,232,784	7,232,784	7,232,785	7,232,784	
渉外費	440,000	277,095	162,905	69,274	69,274	69,274	69,273	
委託費	10,560,000	9,583,864	976,136	2,395,966	2,395,966	2,395,966	2,395,966	弁護士・公認会計士等への謝金
保険料	1,300,000	1,231,500	68,500	307,875	307,875	307,875	307,875	役員賠償責任保険等
会費	1,540,000	862,530	677,470	215,632	215,632	215,633	215,633	研修費含む
図書購入費	1,540,000	864,485	675,515	216,121	216,122	216,121	216,121	
倉庫保管料	3,300,000	2,478,322	821,678	619,581	619,580	619,580	619,581	
その他雑費等	8,360,000	7,488,966	871,034	1,872,242	1,872,242	1,872,241	1,872,241	室内清掃、銀行振込手数料等
管理費計	263,174,000	252,588,895	10,585,105	59,761,893	63,081,503	59,771,892	69,973,607	
経常費用計	70,404,651,000	66,733,619,990	3,671,031,010	4,334,692,248	13,410,503,549	482,869,281	48,505,554,912	
当期経常増減額	0	△ 13,124	13,124	△ 1,802	△ 875	△ 4,160	△ 6,287	
2. 経常外増減の部								
(1) 経常外収益								
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 経常外費用								
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	
他会計振替前当期一般	0	0	0	0	0	0	0	
正味財産増減額								
当期一般正味財産増減額	0	△ 13,124	13,124	0	0	0	0	
一般正味財産期首残高	62,576,000	62,563,014	12,986	0	0	0	0	
一般正味財産期末残高	62,576,000	62,549,890	26,110	0	0	0	0	
II 指定正味財産増減の部								
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	
指定正味財産期首残高	120,285,000	120,285,000	0	0	0	0	0	
指定正味財産期末残高	120,285,000	120,285,000	0	0	0	0	0	
III 正味財産期末残高	182,861,000	182,834,890	26,110	0	0	0	0	

監事「監査報告書」(写)

監査報告書

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事理事長 石塚 久継 殿

令和8年5月22日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

監事

志村 晃司 

監事

古田 茂 

私ども監事は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号)第99条(監事の権限)および当協会「定款」(平成21年10月22日制定、平成22年4月1日施行)第31条(監事の職務及び権限)の定めに従い、当協会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の業務および会計について監査を実施した。その結果を次のとおり報告する。

1. 監査の方法の概要

理事会その他重要な会議に出席するほか、執行に携わる役員等から事業の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧した。

また、決算担当部署から事業報告書及び財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書)、附属明細書、財産目録、収支計算書(正味財産増減ベース)について報告および説明を受け、ならびに会計監査人から監査の方法および結果について報告および説明を受け、検討を行った。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書は、法人の事業運営の状況を正しく示しているものと認める。

なお、執行に携わる役員の仕事の執行に関し、不正な行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められない。

(2) 財務諸表及び附属明細書は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準に従い、法人の令和8年3月31日現在の財政状態ならびに令和7年度の正味財産増減およびキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。

(3) 財産目録は、法人の令和8年3月31日現在の財政状態を正しく示しているものと認める。また、収支計算書(正味財産増減ベース)は法人の令和7年度の収支(正味財産増減ベース)の状況を正しく示しているものと認める。

(4) 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認める。

以上

会計監査人「独立監査人の監査報告書」 (写)

独立監査人の監査報告書

令和8年5月22日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

代表理事理事長 石 塚 久 継 殿

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 坂 上 藤 継
業務執行社員

<財務諸表等監査>

監査意見

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の貸借対照表、損益計算書（公益認定等ガイドライン第5章第2節第1(2)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書について監査し、あわせて、正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の令和8年3月31日現在の令和7年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル 2階

TEL : 03-5532-8597 (総務部)、FAX : 03-5532-9698

ホームページ <https://www.jcpra.or.jp>